

婦人労働調査資料第49号

家庭責任をもつ女子労働者

—「女子労働者の職業と家庭責任についての調査」報告—

昭和39年6月

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、毎年、婦人労働の実態調査を行ない、その結果をとりまとめて婦人労働行政の基礎資料としてきたが、今回は「家庭責任をもつ女子労働者」の実態を調査した。

近年、女子労働者数の増加に伴って、女子労働者の平均年令及び既婚者の割合の増加など女子労働者の質的变化がみられ、従来、女子労働の原型が若年、未婚であったのにくらべると結婚後も働く婦人や、家庭の主婦で新たに職場に進出する婦人が増加し、年令も比較的高い、いわゆる家庭に責任をもつ女子労働者が増加しており、この結果、これら女子労働者の職業と家庭責任との両立をめぐる諸問題が各方面から注目されるところとなっている。しかし、家庭責任をもつ女子労働者についてのきめのこまかい基礎資料はきわめて不足している。また、第49回ILO総会(1964年)において「家庭の責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」が採択され、婦人雇用問題が世界的に問題となってきている。

婦人少年局では、このような時に当り、女子労働者がもっている家庭責任と職業との両立を阻害する問題点を明らかにし、「家庭責任をもつ女子労働者」の援助、指導の基礎資料とする目的からこの調査を実施した。

ここにこの調査結果を御参考に供し、婦人労働問題に今後とも一層の関心と理解を寄せられることを願うものである。

最後に、この調査の実施に当って御協力いただいた各位に厚く御礼申しあげる次第である。

昭和40年12月

労働省婦人少年局長

目 次

は し が き

第 I 章 調査の概要	1
1. 調 査 目 的	1
2. 調 査 範 囲	1
3. 調 査 事 項	1
4. 調査時期及び調査対象期間	2
5. 調査方法及び調査機関	2
第 II 章 調査結果の概要	3
1. 家庭に責任をもつ女子労働者の増加の一般的傾向	3
2. 「家庭責任」をもつ女子労働者の範囲	4
3. 調査結果にあらわれた女子労働者の特徴	4
イ、産業別、職業別分布	4
ロ、配偶関係別分布	6
ハ、年 令 別 分 布	7
4. 女子労働者の家庭生活	7
(1) 家 族 の 状 況	7
イ、家 族 数	7
ロ、夫 の 職 業	8
ハ、扶 養 家 族	9
(2) 家 庭 責 任	10
イ、家庭管理の責任	10
ロ、家事労働の責任	11
ハ、老人や病人等の看護の責任	11
ニ、家計支持の責任	14
(3) 家庭に責任をもつ女子労働者の家庭責任の内容	14
イ、配 偶 関 係	14
ロ、年 令	14
5. 育 児	15
イ、子ども数および子どもの年令	15
ロ、勤めの間の子どもの保育	16
ハ、育児に要する費用、保育時間	17
6. 家庭責任をもつ女子労働者の職業生活	21
(1) 職業をもつ理由	21

(2) 職業生活の実態	22
イ、雇用形態	22
ロ、勤続年数	23
ハ、役職の有無	23
ニ、労働時間と家庭責任	23
ホ、始業および終業時刻	23
ヘ、早朝、深夜勤務	24
ト、通勤の所要時間	25
7. 職業と家庭責任の両立	25
(1) 家庭に責任をもつ女子労働者の当面する諸問題	25
イ、家庭管理に関する問題	25
ロ、家事労働に関する問題	26
ハ、育児教育をめぐる問題	26
ニ、勤めについての問題	27
(2) 現在の勤めを続ける意志の有無とその理由	27
イ、勤続の意志	27
ロ、勤めを続ける理由	30
ハ、よそに変わりたい理由	30
ニ、勤めをやめたい理由	31
(3) 職業と家庭責任の両立についての既婚女子労働者の意見・要望	32
イ、家庭生活についての意見・要望	33
ロ、職場についての意見・要望	33
ハ、社会に対する意見・要望	34
ニ、学校に関する意見・要望	34
ホ、その他	34
付録：調査票	34

統計表目次

第1表	雇用者数の推移	3
第2表	配偶関係別女子非農林雇用者数の推移	3
第3表	産業別家庭責任の有無別女子労働者構成比	4
第4表	職業別家庭責任の有無別女子労働者構成比	5
第5表	職業別前職の有無別女子労働者構成比	5
第6表	特定産業別就職後の配偶関係の変化の有無と種類別女子労働者構成比	5
第7表	特定職業別前職のある女子労働者構成比	6
第8表	配偶関係別家庭責任の有無別女子労働者構成比	6
第9表	家庭責任有無別配偶関係別女子労働者構成比	7
第10表	年令別家庭責任有無別女子労働者構成比	7
第11表	配偶関係別家族数別女子労働者構成比	7
第12表	主要職業別、夫の職業別、夫と同居している女子労働者構成比	8
第13表	年令別扶養家族の有無別女子労働者構成比	9
第14表	扶養家族の有無およびその続柄と人数別家庭責任をもつ女子労働者構成比	9
第15表	配偶関係別家庭管理者の種類別女子労働者構成比	10
第16表	配偶関係別家事労働者担当別女子労働者構成比（勤めのある日）	11
第17表	配偶関係別家事労働担当者別女子労働者構成比（勤めのない日）	11
第18表	年令、勤続年数、職業、配偶関係別、産業、家庭責任の有無および重さ別女子労働者構成比	12
第19表	手のかかる病人や老人の有無とその看護者の種類別女子労働者構成比	14
第20表	配偶関係別12才未満の子どもの有無別既婚女子労働者構成比	15
第21表	職業別、女子労働者中に占める12才未満の子どものある女子労働者の比率	16
第22表	子どもの人数別子どものある女子労働者構成比	16
第23表	人数別年令別女子労働者の12才未満の子ども構成比	16
第24表	職業別、つとめの間の子供の状況別12才未満の子供のある女子労働者構成比	17
第25表	つとめの間の子どもの世話をする人の種類別12才未満の子どもをもつ女子労働者構成比	17
第26表	子どもを毎日つれて帰るか否か別12才未満の子どもをよそにあずけている女子労働者の割合	17
第27表	子供の年令別、保育費別6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者構成比	18
第28表	保育費階級別、6才未満の子どもを保育所や近所の家にあずけている女子労働者平均手取給与額	19
第29表	手取給与額別保育費別6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者構成比	19

第30表	子供をあずけている時間別6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者構成比	20
第31表	保育時間別、保育時間のつとめにさしつかえの有無別6才未満の子どもをよそにあずけて女子労働者構成比	20
第32表	家庭責任有無別、職業をもつ理由別女子労働者構成比	22
第33表	配偶関係別、雇用形態別女子労働者構成比	22
第34表	配偶関係別、役職の有無別女子労働者構成比	22
第35表	配偶関係別、労働時間別女子労働者構成比	23
第36表	配偶関係別、始業時刻別女子労働者構成比	24
第37表	配偶関係別、終業時刻別女子労働者構成比	24
第38表	配偶関係別、午後10時以後午前5時以前の勤務の有無及び回数別女子労働者構成比	24
第39表	配偶関係別、通勤所要時間別女子労働者構成比	25
第40表	家庭生活をうまく運んでいく上でこまっていることの有無と種類別家庭責任をもつ女子労働者構成比	26
第41表	家事労働でこまっていることの有無と種類別家庭責任をもつ女子労働者構成比	26
第42表	育児教育についてこまっていることの有無と種類別、既婚、および12才未満の子どものある女子労働者構成比	26
第43表	勤めについてこまっていることの有無と種類別女子労働者構成比	27
第44表	現職継続の意志別家庭責任をもつ女子労働者構成比	28
第45表	年令別現職継続意志別女子労働者構成比	28
第46表	職業別現職継続意思別女子労働者構成比	28
第47表	配偶関係別、年令別、特定職業別勤めをつづける理由別女子労働者構成比	29
第48表	配偶関係別年令別特定職業別よそに変わりたい理由別女子労働者構成比	31
第49表	配偶関係別年令別特定職業別勤めをやめる理由別女子労働者構成比	32
第50表	職業と家庭責任の両立についての意見と要望	34

図 表 目 次

第1図	配偶関係別家庭管理をしている女子労働者の構成	10
第2図	配偶関係別家事労働を自分で担当している女子労働者の構成	10
第3図	職業別女子労働者中に占める12才未満の子どものある女子労働者の構成	15
第4図	手取給与額別女子労働者の構成（6才未満の子どもをよそにあずけている女子労働者、調査対象女子労働者）	18
第5図	子どもの保育費別女子労働者の構成	20
第6図	職業をもつ理由	21

I 調査の概要

1. 調査目的

この調査は、現在、女子労働者がどの程度の家庭責任をもっているか、また、職業と家庭生活を両立させる上でどのような問題に直面しているかを明らかにし、「家庭に責任をもつ女子労働者」が職業に適応するために必要な援助、指導の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査範囲

- (1) 地 域：全 国
- (2) 産業及び事業所

下記産業に属し、「基幹部門」に働く女子労働者数30人以上を含む労働者数100人以上（ただし、卸売業・小売業、サービス業については「基幹部門」に働く女子労働者数10人以上を含む労働者数30人以上）の事業所930を選び、その労働者を調査対象とした。

事業所の選定において用いたのは昭和35年の事業所統計調査であり、抽出率は事業所規模500人以上1/5、100人～499人1/10、30人～99人（卸売業・小売業、サービス業のみ）1/50とした。

産業名：製造業、卸売業・小売業、金融・保険・不動産業、運輸通信業（道路旅客運送業のうちのバス業務、通信業のみ）、電気・ガス・水道業、サービス業（旅館業、対事業所サービス業、映画業、娯楽業、医療保健業に限る）

(3) 労働者

(2)により抽出された事業所の基幹部門(注)に属する女子労働者のうち、未婚者1/20、既婚者1/2の抽出率で抽出した、20,202人の女子労働者を対象として調査を行なった。

調査対象女子労働者の産業別分布は右の表のとおりである。

調査対象女子労働者数

産 業	女子労働者
計	20,202
製 造 業	14,756
卸 売 業・小 売 業	1,034
金融保険・不動産業	939
運 輸 通 信 業	1,209
電 気・ガ ス・水 道 業	84
サ ー ビ ス 業	2,180

(注) 基幹部門は製造業では生産部門、卸売業・小売業では販売部門、金融保険・不動産業では事務部門、運輸通信業ではサービス部門、電気・ガス・水道業では事務部門、サービス業ではサービス部門とした。

3. 調査事項

- (1) 女子労働者に関する一般的な事項
(年令、学歴、技術技能の有無と種類、配偶関係、子供の有無と種類、住居条件)
- (2) 女子労働者の職業生活に関する事項
(職業経歴の有無と種類、勤務の継続についての意志の有無と理由等)
- (3) 女子労働者の家庭生活に関する事

(家庭構成、家計費負担の割合、扶養家族数、家庭管理状況、家事労働負担状況、育児の状況等)

(4) 職業と家庭責任の両立に関する事項

(問題点、意識、意見、要望等)

4. 調査時期及び調査対象時期

調査時期：昭和39年6月

調査対象時期：原則として調査時点であるが、賃金、深夜勤務及び休日については昭和39年5月について回答を求めた。

5. 調査方法及び調査機関

婦人少年室職員が事業所へおもむいて賃金台帳から調査対象者を抽出し、対象となった女子労働者に配票、自計式の方法により調査した。調査票は事業所ごとにとりまとめ婦人少年室を経て労働省婦人少年局に提出され、婦人少年局において集計した。

II 調査結果の概要

1. 家庭に責任をもつ女子労働者の増加の一般的傾向

調査結果の検討に先立って近年の社会経済情勢の変化のなかで、女子労働者の動きにどのような変化があらわれているかを簡単にみておこう。

経済の発展につれて女子労働者数は年々増加してきたが、ことに昭和30年以後の増加率は著しい。しかも、女子労働者の増加率は、第1表で示すように、男子の増加率を上回っており、労働者中に占める女子の割合が高まってきている。これに伴って、女子労働者の質的变化が生じており、その顕著な傾向の一つは既婚者の増加である。すなわち、第2表に示すように女子労働者のなかでは、有夫者の伸びがきわだっており、昭和39年には女子労働者の3人に1人は有夫者となっている。このため、有夫者を中心とする「家庭に責任をもつ女子労働者」の問題が注目されるに至っている。しかし、以上

第1表 雇用者数の推移
(万人)

	女子 A	男子 B	$\frac{A}{A+B}$ %
昭和30年	492 (100)	1,198 (100)	29.1
35	695 (141)	1,578 (132)	30.6
39	835 (170)	1,834 (153)	31.3

資料「労働力調査」

注1) () 内は30年を100とした指数である

第2表 配偶関係別女子非農林雇用者数の推移
(万人) () 内は%

	総数	未婚	有配偶	死離別
昭和30年	489 (100.0)	319 (65.2)	100 (20.4)	70 (14.4)
35	693 (100.0)	437 (63.1)	169 (24.4)	86 (12.5)
36	753 (100.0)	457 (60.7)	209 (27.8)	86 (11.4)
37	786 (100.0)	459 (58.4)	240 (30.5)	88 (11.2)
38	815 (100.0)	462 (56.7)	264 (32.4)	89 (10.9)
39	821 (100.0)	460 (56.1)	270 (32.9)	90 (11.0)

資料 30年、30年は「国勢調査」36、37、38、39年は「労働力調査」

注1) 38年以前は10月、39年は年平均の数字である。

のように大幅に増加した既婚女子労働者も、欧米諸国に比べるとまだかなり少なく、今後、さらにわが国の経済が欧米型に近づくに従って既婚女子労働者の一層の増加が予想される。

すなわち、わが国の女子労働者中に占める有夫者の比率は、昭和39年(1964)現在でも33%にすぎないのに対して、米国では1964年現在で62%注1)、英国では、1963年現在で53%注2)にも達しているのである。

したがって今後、雇用面では、労働力はより一層不足の度合を高め、有夫者を中心とする家庭に責任をもつ女子労働者に対する需要が増加することが予想される。一方、これまで労働力化されていなかった家庭の主婦も、家事労働が合理化されて、時間の余裕ができたため、あるいは豊かな生活を求めて働きにでることを希望するものが増えており、供給側の条件も整ってきているといえよう。

つぎに、以上のように増加する傾向にある家庭に責任をもつ女子労働者を中心として、

注1) 女子労働者は日本は非農林業雇用者、米国は就業者である。米国については“Special Labor Force Report No.40” US. Dept. of Labor BLS による。

注2) “Woman workers 1965” Trade Union Congress による。

女子労働者の職業と家庭生活の実態を、今回の調査結果にそくして検討していくこととする。

2. 「家庭責任」をもつ女子労働者の範囲

家庭責任をもつ女子労働者の範囲を次の5項目のいずれかに該当する者に限り、これらを一応対象として細部の分析を加えることとした。

イ 家庭生活全体の責任が主として自分にある。(以下、家庭管理の責任と略称する)

ロ 家事労働を主として自分が行っている。(以下、家事労働の責任と略称する)

ハ 12才未満の子どもがある。(以下、育児の責任と略称する)

ニ 手のかかる病人、老人がおり、主として世話は自分が看る。(以下、看護の責任と略称する)

ホ 家計の主な支持者である。(以下、家計支持の責任と略称する)

ただし、他に世帯員のいない者は家庭責任をもつ者とは認めない。

3. 調査結果にあらわれた女子労働者の特徴

イ 産業別、職業別分布

この調査結果における女子労働者の産業別分布状況は第3表のとおりで、製造業67%、サービス業12%、卸売・小売業10%、金融保険不動産業5%、運輸通信業6%である。本調査は、

さきにふれたように、各産業の基幹部門に働

く女子労働者のみを対象としており、また基幹部門に働く女子労働者30人以上(卸売・小売業およびサービス業は女子労働者10人以上)を雇用する事業所的女子を対象としているため、この産業別分布状況を他の調査結果と直接にくらべることができない。すなわ

ち、女子を多数雇用している事業所が多い製造業の女子労働者の割合がかなり大きく、逆に卸売・小売業の女子労働者の割合は基幹部門の設定のおき方から低く現れていることに留意する必要がある。

家庭責任をもつ女子労働者の産業別分布状況は製造業64%、サービス業20%、運輸通信業6%、卸売・小売業5%、金融保険不動産業4%、電気・ガス・水道業1%の順に多く、これを家庭責任のない女子労働者にくらべると、家庭責任をもつ女子労働者はサービス業に比較的に多いのが目立つが、サービス業に働く女子労働者の大部分は医療保健業に属する看護婦等である。製造業、卸売・小売業、金融保険不動産業ではいずれも家庭責任のない女子労働者が比較的多いに対して、運輸通信業、電気・ガス・水道業のような官業の業種では家庭責任をもつ女子労働者が比較的多い。

産業別分布が製造業にかなり集中しているのを反映して、女子労働者の職業別分布状況は第4表のとおり、技能工生産工程従事者にかなりの集中がみられ、逆に事務従事者及びサービス職業従事者の割合が低く現われている。このため、家庭責任をもつ女子労働者においても、技能工生産工程従事者が最も多く62%を占め、次いで、専門的技術的管理的職業16%、事務従事者6%、運輸通信従事者6%、サービス職業従事者5%、販売職業従事者4%、単純労働者1%の順に多い。これを家庭責任のない女子労働者の職業別分布状況とくらべると、家庭責任をもつ者は専門的技術的管理的職業に従事

する女子労働者に多く、そのほか、サービス職業、運輸通信従事者、単純労働者に比較的多い。

以上のような産業別、職業別分布状況は家庭責任をもつ女子労働者にはほぼ二つの型がみられること

第4表 職業別家庭責任の有無別女子労働者構成比 (%)

職 業	計	家庭責任あり	家庭責任なし
計	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業従事者	9.8	15.7	8.2
うち医療保健技術者	9.5	—	—
事務的職業従事者	7.4	6.2	7.7
販売職業従事者	7.4	3.9	8.3
運輸通信従事者	5.2	5.8	5.1
うち電話交換手	1.8	—	—
技能工生産工程従事者	65.4	62.4	66.2
単純労働者	0.4	1.0	0.2
サービス職業従事者	3.6	4.8	3.2

(注) 1) 計は職業不明のものを含む。

2) —は該当数字が不明である。

第5表 職業別前職の有無別女子労働者構成比 (%)

職 業	計	前職あり	前職なし
計	100.0	27.7	71.0
専門的技術的職業従事者	100.0	47.5	51.7
うち医療保健技術者	100.0	48.7	50.5
事務的職業従事者	100.0	13.5	84.9
販売職業従事者	100.0	22.3	77.2
運輸通信従事者	100.0	27.1	71.3
うち電話交換手	100.0	14.0	84.3
技能工生産工程従事者	100.0	25.8	73.0
単純労働者	100.0	56.3	38.2
サービス職業従事者	100.0	40.8	55.2

第6表 特定産業別就職後の配偶関係の変化の有無と種類別労働者構成比 (%)

産 業	計	変 化 あ り			変 化 な し	不 明
		小 計	結 婚	そ の 他		
全 産 業	100.0	12.0	67.8	32.2	83.5	4.5
たばこ製造業	100.0	45.9	94.8	5.2	50.0	4.1
通 信 業	100.0	48.2	91.2	8.9	47.4	4.4
電気ガス水道業	100.0	18.9	94.7	5.3	80.7	0.4
医療保健業	100.0	18.7	88.8	11.2	78.5	2.8

を反映していると思われる。すなわち、一つは運輸通信従事者とともに電話交換手に典型的に現われているように、官業の業種や一部の民間大企業に働く女子労働者の勤続が長期化し、既婚者がふえている型であり、これを第6表でみると、たばこ製造業、通信業では就職後、配偶関係に変化のあった者の割合が半数近くあり、その殆んどは結婚した者である。同様の傾向は電気・ガス・水道業、医療保健業等にもみられる。他の一つは家庭にあった中高年婦人が新規にあるいは再び、労働市場に現われる場合で、これらの婦人は主として単純作業や一部のサービス職業などあまり技能を要しない分野に分布していると思われるが、第5表によると、単純労働者の場合に、前職のある者の割合が高く現われていること、前職のある場合に他の職業では前職が同じ職業である場合が多いのに対して、単純労働者の場合は前職はむしろ販売職業、製造業等の現場労働者であった者が多いこと(第7表参照)はある程度これらの傾向を示しているといえよう。ただし、前職のある者とは必ずしも一自家庭に入った者が再就職したこ

を意味するわけではなく、労働異動一般を含んでいるので、厳密な比較はできないことに注意する必要がある。

また、看護婦等医療保健技術者は供給の不足がしばしば問題とされている専門技術者であって、家庭責任をもつ者が多いのが特徴であり、前職のある者となない者が相半ばしている。前職のある者は前職も看護婦である者が大多数であるが、不足が著しいだけに労働異動も大きく、前職があることをもって、そのまま、中高年者の職場復帰とみることはできない。

第7表 特定職業別前職のある女子労働者構成比 (%)

業 種	前職計	医療保健技術者	事務	販売	電話交換手	製造業等の現場労働者	単純労働者	サービス職業	その他
全 職 業	100.0	17.4	12.0	12.6	0.6	38.3	0.6	6.2	12.3
医療保健技術者	100.0	83.6	4.7	0.4	0	4.3	0.2	1.0	5.8
事務的職業従事者	100.0	1.3	65.8	18.1	1.9	1.2	—	2.7	9.0
販売職業従事者	100.0	0.1	22.6	46.0	1.1	16.2	0.2	1.7	12.1
電話交換手	100.0	1.4	43.3	3.4	17.3	9.2	—	10.5	14.9
製造業等の現場労働者	100.0	3.8	8.9	10.3	0.4	56.8	0.4	5.9	13.5
単純労働者	100.0	4.8	6.9	44.0	0.4	15.7	13.7	1.6	12.9
サービス職業従事者	100.0	2.5	14.6	27.0	0.1	9.2	2.6	35.2	8.8

(注) 「その他」は前職不明のものを含む。

□ 配偶関係別分布

調査結果によると、女子労働者中、未婚者79%、有夫者18% (うち夫と同居17%、夫と別居1%)、その他3% (うち死別2%、離別1%) となっている。ちなみに婦人少年局が昭和39年に実施した「女子保護実施状況調査」によれば、有配偶者の比率は昭和39年1月には100~499人規模で23.4%、500人以上規模で14.4%であるが、両調査間には調査対象産業、調査対象等、直接には比較できない要素がある。しかし、今回の調査は事業所規模100人以上 (ただし、卸売・小売業及びサービス業は30人以上) の事業所で働く女子労働者を対象としているため、調査対象者中に占める有配偶者の比率はいくぶん低目に現われており (第9表の注参照)、有配偶者の比率の高い零細規模事業所をも含めた女子労働者全体のうちでは、さきにあげた家庭責任をもつ者の割合はより高いと推定される。

家庭責任の有無と配偶関係との関連をみる

と第8表のとおりで、既婚者では家庭責任をもつ者が大多数を占め、ことに「夫と同居」の女子労働者の94%は家庭責任をもっている。これに対して、未婚者では家庭責任をもつ者は稀で、未婚の96%は家庭責任をもたない。

家庭責任をもつ女子労働者のみについて配偶関係をみると、有夫75% (うち「夫と同居」72%、「夫と別居」3%)、未婚13%、その他12% (うち死別8%、離別4%) で、やはり既婚者が大部分

第8表 配偶関係別家庭責任の有無別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	計	家庭責任をもつ女子労働者	家庭責任のない労働者
計	100.0	21.7	78.3
未婚	100.0	3.7	96.3
夫と同居	100.0	93.9	6.1
夫と別居	100.0	88.7	11.3
死 別	100.0	75.1	24.9
離 別	100.0	77.7	22.3

第9表 家庭責任の有無別配偶関係別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	計	家庭責任をもつ女子労働者	家庭責任のない女子労働者
計	100.0	100.0	100.0
未婚	79.3	13.4	97.6
夫と同居	16.7	72.4	1.3
夫と別居	0.7	2.7	0.1
死 別	2.3	7.9	1.0
離 別	1.0	3.5	0.3

(注) 総務府統計局の労働力調査 (昭和39年平均) によれば、非農林業の女子雇用者の配偶関係別構成比は未婚56.1%、有配偶32.9%、その他11.0%である。しかし労働力調査と本調査とは調査方法が全く異なるので、調査結果を直接にくらべることはできない。

第10表 年齢別家庭責任の有無別女子労働者構成比 (%)

年 令	計	家庭責任をもつ女子労働者	家庭責任のない女子労働者
計	100.0	100.0	100.0
15~19才	28.0	1.3	35.4
20~24才	39.5	15.5	46.2
25~29才	11.9	20.1	9.6
30~39才	12.1	36.7	5.3
40~49才	5.6	19.6	1.7
50才以上	1.7	6.0	0.6

(注) 計は不明を含む。

4. 女子労働者の家庭生活

(1) 家族の状況

イ 家 族 数

女子労働者の家族数は、1人 (女子労働者のみの単身世帯) (35%) が最も多く、ついで、4人~5人 (本人を含む、以下同じ) (23%)、6人~7人 (14%) の順に多い。単身者は、未婚者、とくに

第11表 配偶関係別家族数別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	計	1 人	2 人	3 人	4人~5人	6人~7人	8人以上	不 明
総 数	100.0	35.1	9.0	9.1	23.2	13.9	2.1	7.6
未婚総数	100.0	43.1	4.5	6.9	19.9	14.4	2.4	8.8
夫と同居	100.0	0.1	26.4	16.1	38.9	14.0	1.4	3.1
夫と別居	100.0	14.9	14.4	24.3	34.7	6.7	0.4	4.6
死 別	100.0	20.7	27.3	25.2	21.1	3.2	0.1	2.3
離 別	100.0	30.7	26.2	17.1	16.1	2.3	0.5	7.1

(注) 家族数には本人を含む

を占め、ことに「夫と同居」の割合が大きい。

ハ 年齢別分布

調査によると女子労働者の年齢別分布状況は第10表のとおりで、中高年層が比較的に少なく、したがって平均年齢も24.6才と低くなっているが、これは本調査の対象が事業所規模100人以上の大および中規模事業所に働く女子労働者に限られているためであると思われる。

家庭責任をもつ者は20才未満ではきわめて少なく、20~24才でも1割に満たないが、25~29才では急増して1/3以上となり、30代以後では2/3以上の者が家庭責任をもっている。

家庭責任をもつ女子労働者のうちでは30代が最も多く37%を占め、次いで25~29才及び40~49才が20%、20~24才16%、50才以上6%、15~19才1%の順に多く、これを家庭責任のない女子労働者にくらべると、大部分は25才以上の年齢層、とくに30代を中心に集中している。このため平均年齢は家庭責任のない女子労働者の22.0才に対し33.3才とかなり高い。

(注) 扶養家族の続柄はMAのため()内の数字の合計は100.0をこえる。

② 家 庭 責 任

育児の責任については、別に1章を設けて報告するため、ここでは育児以外の家庭責任について記述する。

なお、この調査では、家庭責任について、主たる責任者を2名まで回答することになっている。

イ 家庭管理の責任

調査対象者のうち「家庭管理」の責任（主婦の役割）をもっている者は26%である。

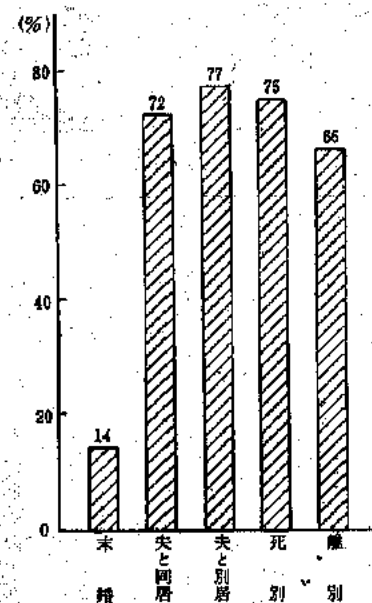
これを配偶関係別にみると、未婚者で家庭管理の責任をもつ者は13%にすぎないが、既婚者では79%を占めている。既婚者のなかでは、夫と同居の者に比べて、夫と別居中の、あるいは死離別の女子労働者に家庭管理の責任をもっている者が多い。主な責任者2名を答えているため、夫と同居の場合には、本人に次いで夫に家庭管理の責任がある者が約半数あり、また、夫の母と答えた者も比較的多い。

第15表 配偶関係別家庭管理者の種類別女子労働者構成比 (MA)

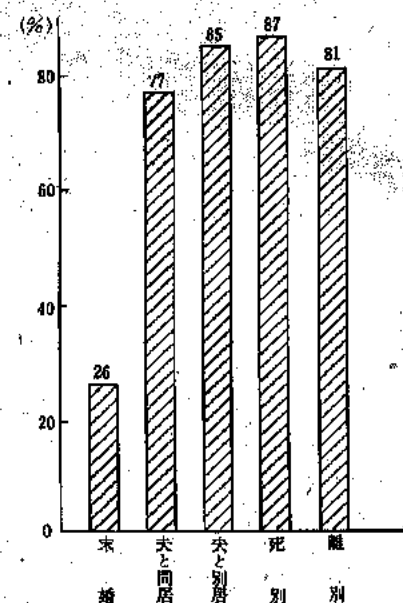
配 偶 関 係	女子労働者総数	母	自 分	夫	夫の母	その他	不 明
総 数	100.0	36.4	26.3	8.5	2.7	14.0	30.7
既 婚 者 総 数	100.0	6.2	78.9	40.1	12.6	3.5	2.1
夫 と 同 居	100.0	6.1	77.4	48.1	15.0	2.2	1.4
夫 と 別 居	100.0	7.8	84.6	17.9	7.1	2.3	4.6
死 別	100.0	5.6	86.9	—	1.7	11.6	4.5
離 別	100.0	6.4	81.3	—	—	7.0	6.9
未 婚 者	100.0	44.3	12.6	—	—	16.8	38.1

④ MAのため、家庭管理者の合計は100.0%をこえる

第1図 配偶関係別家庭管理をしている女子労働者の構成



第2図 配偶関係別家事労働を自分で担当している女子労働者の構成



ロ 家事労働の責任

女子労働者の家事負担の状況についてみると、勤めのある日に自分で家事を担当しているものが全体の26%ある。この点についても既婚者と未婚者とは非常に差があり、既婚者の72%が勤めのある

第16表 配偶関係別家事労働担当者別女子労働者構成比 (勤めのある日) (MA) (%)

配偶関係	女子労働者総数	母	自 分	その他の家族	夫	夫の母	お手伝い	その他	不 明
総 数	100.0	36.0	26.1	7.0	3.8	3.5	0.5	4.0	33.5
既 婚 者 総 数	100.0	9.2	71.9	6.8	18.0	16.7	0.9	6.8	4.0
夫 と 同 居	100.0	8.7	71.7	5.1	22.0	20.0	1.2	1.5	2.9
夫 と 別 居	100.0	8.2	76.6	8.6	4.0	8.1	—	2.8	5.1
死 別	100.0	8.1	74.9	18.3	—	2.8	0.2	4.7	7.5
離 別	100.0	20.2	66.2	6.8	—	0.3	0.3	3.2	13.0
未 婚 者	100.0	43.0	14.2	7.0	—	—	0.3	4.6	41.2

④ MAのため家事労働担当者の合計は100.0%をこえる。

日に家事を担当しているのにたいして、未婚者ではわずか14%にすぎない。さらに既婚者のうちでは夫と別居中の労働者や死別者に、家事を負担しているものがやや多い。一方、夫と同居の労働者について夫の家事労働の負担状況をみると、5人につき1人の割合で家事を担当しており、妻が働いている場合には、夫も家事労働の責任を分担しているものが多いといえよう。

また、勤めのない日には、家事を自分で担当する女子労働者がきわめて多く、既婚女子労働者では、勤めのある日の2割増しの88%、未婚者でも27%に達している。

夫やその他日ごろ家事を担当しているものに代って休日に家事労働の責任を果すものを含めて、大多数の既婚者が休日に家事を担当しているが、その結果後述のように、「休日に家事に追われて休養できない」と訴える労働者が非常に多くみられることとなる。

第17表 配偶関係別家事労働担当者別女子労働者構成比 (勤めのない日) (MA) (%)

	女子労働者総数	自 分	母	夫	夫の母	その他の家族	家事使用人	その他	不 明
総 数	100.0	39.6	31.4	2.8	1.9	6.0	0.4	3.5	32.9
既 婚 者 総 数	100.0	88.1	4.9	13.2	9.0	4.9	0.4	1.0	5.5
夫 と 同 居	100.0	89.3	4.8	16.2	10.7	3.5	0.4	0.6	4.5
夫 と 別 居	100.0	86.5	5.4	2.8	4.4	6.0	—	1.7	7.1
死 別	100.0	84.0	3.8	—	0.9	14.9	0.1	2.9	9.0
離 別	100.0	79.2	10.2	—	1.9	3.1	—	2.6	13.7
未 婚 者	100.0	26.9	38.3	—	—	6.3	0.4	4.2	41.3

④ MAのため家事労働の担当者の合計は100.0%をこえる。

ハ 老人や病人等の看護の責任

調査対象女子労働者のうち「手のかかる病人、老人がいる」ものは4%であるが、そのうち看護を自分がすると回答したものは2割である。

第18表 年令、勤続年数、職業、配偶関係、産業、家庭責任

年令・配偶関係・勤続年数・職業・産業	合計	小計	家 庭 責 任				
			家庭管理と家事労働の責任がある	家庭管理、家事労働の責任があり、12才未満の子供がいる	家庭管理、家事労働の責任があり、家計の主たる支持者	家庭管理の責任があり、12才未満の子供がいる	家庭管理の責任がある
総 数	100.0	21.7	6.4	4.0	2.3	1.4	1.3
年 令							
15～19才	100.0	1.0	0.6	0.0	0.1	—	0.2
20～24才	100.0	8.5	4.1	0.4	1.0	0.2	1.0
25～29才	100.0	36.6	12.8	7.6	1.6	2.6	2.0
30～39才	100.0	65.8	10.1	19.3	4.2	7.0	2.0
40～49才	100.0	76.7	24.4	9.1	13.6	2.9	5.1
50才以上	100.0	74.0	27.8	1.1	22.1	0.2	5.7
不 明	100.0	17.3	3.4	3.9	1.0	0.9	0.9
配 偶 関 係							
未 婚	100.0	3.7	0.6	—	0.6	—	0.6
夫と同居	100.0	93.9	33.4	23.0	2.9	8.0	4.6
夫と別居	100.0	88.7	13.9	10.8	21.6	2.9	2.3
死 別	100.0	75.1	8.7	1.1	36.6	0.4	1.6
離 別	100.0	77.7	5.6	2.5	31.4	2.3	3.9
勤 続 年 数							
1 年 未 満	100.0	15.2	5.2	3.5	1.2	0.9	0.6
1～3年未満	100.0	12.7	3.6	3.1	1.1	0.7	0.8
3～5年未満	100.0	13.8	4.8	2.2	1.1	1.0	1.1
5～10年未満	100.0	22.9	9.0	3.1	2.7	1.1	1.6
10 年 以 上	100.0	60.1	11.7	11.5	7.3	4.6	2.6
不 明	100.0	31.4	9.6	4.7	1.5	3.9	1.9
職 業							
専門的技術的職業従事者	100.0	34.7	7.9	6.2	4.1	3.3	2.4
事務的職業従事者	100.0	18.1	4.3	2.6	3.6	0.9	0.6
販売職業従事者	100.0	11.4	5.2	0.8	1.0	0.2	0.8
運輸通信従事者	100.0	23.9	4.1	5.4	1.6	2.9	2.5
技能工生産工程従事者	100.0	20.7	6.7	4.1	1.8	1.1	1.2
単独労働者	100.0	55.9	14.8	7.7	16.2	0.9	3.0
サービス職業従事者	100.0	29.2	7.7	3.4	6.0	2.8	1.2
不 明	100.0	9.4	3.9	1.9	0.5	0.1	0.8
産 業							
製 造 業	100.0	20.6	6.1	3.9	1.8	1.1	1.2
卸売小売業	100.0	12.3	5.2	1.3	0.9	0.3	0.7
金融保険不動産業	100.0	18.5	3.2	3.0	3.5	1.0	0.8
運輸通信業	100.0	22.6	4.2	5.0	1.4	2.6	2.4
電気ガス水道業	100.0	36.0	9.9	4.4	10.9	2.4	0.4
サービス業	100.0	35.5	8.1	5.7	5.2	3.4	2.3

任の有無および重さ別女子労働者構成比

(%)

が あ る (MA)							な い 不 明
12才未満の子どもがある	家事労働の責任がある	家庭管理、家事労働、育児の責任があり、家計の主たる支持者	家事労働の責任があり、12才未満の子どもがある	家庭管理の責任があり、家計の主たる支持者	家計支持の責任がある	そ の 他	
1.2	1.0	0.8	0.8	0.7	0.6	1.4	78.3
—	0.0	—	—	0.1	0.1	—	99.0
0.2	0.7	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	91.5
3.1	2.0	0.8	1.8	0.7	0.3	1.3	63.4
4.8	1.7	4.5	3.2	1.3	2.6	5.1	34.2
1.2	2.8	2.2	1.8	4.0	1.4	8.1	23.3
0.1	2.3	1.6	0.2	5.8	1.2	5.8	26.0
2.9	1.5	0.3	0.9	0.5	0.1	0.9	82.7
—	0.2	0.0	0.2	0.4	0.5	0.5	96.3
6.8	4.5	2.3	3.7	0.6	0.3	3.8	6.1
3.5	1.1	14.1	1.4	4.3	1.2	11.4	11.3
0.2	0.8	8.3	0.2	8.4	1.6	7.3	24.9
0.6	1.2	11.9	0.5	6.1	3.9	7.8	22.3
0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	0.2	0.7	84.8
0.7	0.7	0.4	0.5	0.2	0.1	0.6	87.3
0.6	0.7	0.5	0.6	0.3	0.3	0.8	86.2
0.9	1.2	0.8	0.6	0.5	0.3	1.0	77.1
4.0	1.8	2.6	2.4	2.9	2.9	5.8	39.9
3.9	2.0	0.9	0.3	0.6	—	2.1	68.6
1.8	0.7	2.1	1.1	0.6	2.0	2.4	65.3
0.6	0.8	0.8	0.3	1.9	1.1	0.8	81.9
0.7	0.7	0.1	0.2	0.8	0.5	0.4	88.6
2.1	0.4	1.1	0.5	1.5	0.8	1.1	76.1
1.1	1.1	0.6	0.9	0.4	0.3	1.4	79.3
0.2	2.3	3.4	—	2.3	0.9	4.3	44.1
1.3	0.5	2.6	0.4	1.1	0.7	1.5	70.8
0.3	0.5	0.2	1.1	—	—	0.2	90.6
1.1	1.1	0.6	0.8	0.4	0.2	2.3	79.4
0.6	0.9	0.4	0.2	0.7	0.6	0.5	87.7
0.7	0.4	1.0	1.9	0.8	1.6	0.6	81.5
1.9	0.4	1.0	0.5	1.3	0.7	1.2	77.4
0.8	1.4	1.0	1.0	3.0	—	0.8	64.0
1.9	0.7	2.2	0.5	1.3	1.7	2.5	64.5

第19表 手のかかる病人や老人の有無とその看護者の種類別女子労働者構成比 (%)

計	手のかかる病人や老人がある								手のかかる病人や老人はいない	不明
	小計	手のかかる病人や老人の看護者の種類 (MA)								
		母	自分	夫の母	夫	その他の家族	その他	不明		
100.0	3.9 (100.0)	(46.6)	(18.3)	(5.0)	(4.0)	(20.4)	(9.4)	(5.4)	69.8	26.3

注 MAのため看護者の合計は100.0%をこえる。

ニ 家計支持の責任

家計を主として自分で支持していると回答した女子労働者は、調査対象者の2割である。一方他の家族が家計の主たる支持者である場合の女子労働者との続柄は、「父」、「兄弟」、「夫」がそれぞれ1割5分から2割でめだっている。

(3) 家庭に責任をもつ女子労働者の家庭責任の内容

家庭責任をもつ女子労働者の家庭責任の内容をみると、「家庭管理と家事労働」の責任をもつ者が30%で最も多く、これに次いで多いのは「家庭管理、家事労働及び育児」の責任をもつ者(18%)、「家庭管理、家事労働及び家計支持」の責任をもつ者(11%)、「家庭管理と育児」の責任をもつ者(6%)、「家庭管理」の責任のみをもつ者(6%)である(第18表)。

以上からわかるように、家庭責任をもつ者は、家庭管理、家事労働、育児、看護及び家計支持の責任のうち2〜3の責任を併せもつ者が大部分であるが、責任の各項目についてみると、「家庭管理」の責任をもつ者(82%)及び「家事労働」の責任をもつ者(73%)がとくに多く、次いで「育児」の責任をもつ者(42%)、「家計支持」の責任をもつ者(24%)、「看護」の責任をもつ者(3%)の順に多い。(2項目以上にわたって責任をもつ者が多いため、計は100%をこえる。)

イ 配偶関係

家庭に責任をもつ女子労働者を配偶関係別にみると、「夫と同居」(94%)が最も多い。ついで、「夫と別居」(89%)、「離別」(78%)、「死別」(75%)の順に多く、「未婚者」(4%)ではごく少い。「夫と同居」の女子労働者に比べて「離別」、「死別」者に家庭責任をもっているものが少ないのは、それらの労働者は他に世帯員がなく、1人で生活しているものが多いためと思われる。

夫と同居の女子労働者の家庭責任についてみると、「家庭管理と家事労働」の2つの責任をもっているもの(33%)が最も多く、ついでそれに「育児」を加えた3つの責任をもつもの(23%)が多い。夫と別居の女子労働者は、「家庭管理と家事労働および家計支持」の3つの責任をもっているもの(22%)とそれに「育児」を加えた4つの責任をもっているもの(14%)が他に比べて多い。また死・離別者では「家庭管理、家事労働、家計支持」の3つの責任をもつもの(死別者の37%、離別者の31%)が夫と別居中のものよりさらに多く、それに「育児」を加えた4つの責任をもつ者(死別者の8%、離別者の12%)が夫と別居の労働者について多い。

以上から夫と別居あるいは死離別の女子労働者は、夫と同居している女子労働者のもっている責任以外に家計支持の責任を負っているものが多いことがうかがわれる。

ロ 年 令

家庭責任をもつ女子労働者の比率が最も高い40代の家庭責任の内容をみると、「家庭管理と家事労働」の2つの責任をもつ者(24%)、これに「家計支持」を加えた3つの責任をもつ者(14%)、さきの2つの責任即ち「家庭管理と家事労働」に「育児」を加えた3つの責任をもつ者(9%)の順に多い。50才以上では、40代の場合と同様に「家庭管理と家事労働」の2つの責任をもつ女子労働者(28%)が最も多いが、他の年代にくらべて「育児」の責任をもつ者が殆んどなく、「家庭管理、家事労働および家計支持」の3つの責任をもつ者(22%)が非常に多いことが特徴である。なお、30代では「家庭管理、家事労働および育児」の3つの責任をもつ労働者の割合が最も高い。

5. 育 児

子どもの保育は、既婚女子労働者が仕事を続けていくうえで、あるいは、職業に就くにあたって直面する最も深刻な問題のひとつといえよう。調査時現在、女子労働者のうち9%が12才未満の子ども(以下「子ども」と略す)を育てている。これは既婚者の42%にあたる。

職業別には、専門的技術的職業従事者(看護婦等)に最も多く、その17%が子どもを育てながら働いている。また、単純労働者(雑役婦、掃除婦等)や運輸通信従事者(電話交換手、バス車掌等)、

第20表 配偶関係別12才未満の子どもの有無別
既婚女子労働者構成比 (%)

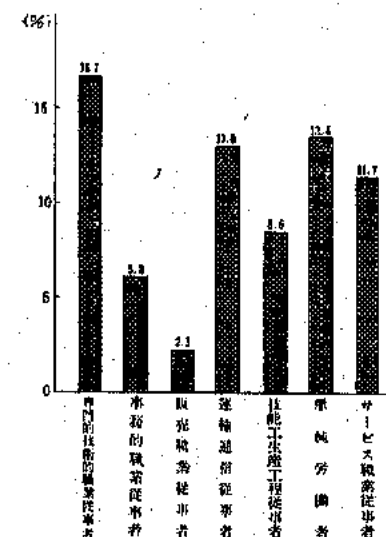
配偶関係	計	12才未満の子 どもがある	12才未満の子 どもはいない	不明
既婚者総数	100.0	41.8	54.1	4.1
夫と同居	100.0	46.5	49.8	3.7
夫と別居	100.0	44.0	53.2	2.8
死別	100.0	14.7	78.9	6.4
離別	100.0	24.0	68.9	7.1

サービス職業従事者(料理人、ウエイトレス等)でも育児の責任のある女子労働者が比較的多く、それぞれ12〜13%を占めている。

一方、販売職業従事者(店員等)、および事務的職業従事者(事務員)では、12才未満の子どものある女子労働者は少なく、前者ではわずかに2%、後者では6%すぎない。

イ 子ども数および子どもの年齢
育児の責任のある女子労働者は、平均1.4

第3図 職業別女子労働者中に占める12才未満の子どものある女子労働者の構成



第21表 職業別、女子労働者中に占める12才未満の子どものある女子労働者の比率 (%)

女子労働者数	専門的技術的職業従事者	事務的職業従事者	販売職業従事者	運輸通信従事者	技能工、生産工程従事者	単純労働者	サービス職業従事者
9.0	16.7	5.8	2.3	13.0	8.6	13.4	11.7

(注) 各職業の女子労働者総数を100とした場合の割合

人の子どもをもっており、1人(66%)が最も多い。ついで2人(30%)、3人(4%)の順に多く、4人以上の者は殆んどみられない。

第22表 子どもの人数別子どものある女子労働者構成比 (%)

子どものある女子労働者数	子供数1人	2人	3人	4人以上	不明
100.0	65.6	30.3	3.8	0.2	0.1

子どもの年齢については、第23表が示すように、6才未満の乳幼児と6才〜12才未満の学童とがそれぞれ50%を占めている。また、6才未満の乳幼児では、1才未満が6%、1才〜3才未満が16%、3才〜6才未満が23%を占めている。

第23表 人数別、年齢別女子労働者の12才未満の子どもの構成比 (%)

年齢別	合計	子どもの年齢1才未満	1才〜3才未満	3才〜6才未満	6才〜12才未満	年齢不明
総数	100.0	6.1	16.0	22.6	50.0	5.2
子ども数1人	100.0	8.4	20.5	19.2	41.9	10.0
" 2人	100.0	4.5	12.9	26.8	55.2	0.6
" 3人	100.0	2.3	8.4	19.3	67.6	2.4
" 4人以上	100.0	1.0	2.1	30.2	66.7	—

□ 勤めの間の子どもの保育

勤めの間の子どもの保育については、「自宅で家族や家族以外のものがみている」と答えた労働者が最も多く56%を占めている。ついで、「よその家にあずけている」(14%)、「だれも世話をするものがない」(12%)、「保育施設にあずけている」(10%)の順に多いが、世話をするものがだれもないというものが1割以上もあることは注目される。

職業別には、「自宅で家族等がみている」と回答した女子労働者の割合は、販売職業従事者(76%)、事務的職業従事者(69%)に多く、「よくその家にあずけている」女子労働者は、運輸通信従事者(29%)、専門的技術的職業従事者(23%)、事務的職業従事者(21%)に多い。また、「保育所」を利用しているものは、事務的職業従事者(15%)、技能工生産工程従事者(11%)に比較的多い。子どもを「だれも世話をするものがない」と回答をした労働者の比率がきわだって高いのは、単純労働者(29%)である。

勤めの間子どもの世話をする人は、「自宅で家族がみている」場合には「夫の母」(47%)が最も多く、ついで「母」(30%)の順になっており、「自宅で家族以外のものがみている」場合は59%が「親類」と回答している。また、「よその家にあずけている」場合にも49%が「親類」であり、子どもの世話を親族に頼っているケースが圧倒的に多い。

第24表 職業別つとめの間の子供の状況別 12才未満の子どものある女子労働者構成比 (MA) (%)

職業	総数	自宅で家族がみている	自宅で家族以外のものがみている	よその家にあずけている	職場の保育施設にあずけている	その他の保育施設にあずけている	だれも世話をするものがない	その他	不明
総数	100.0	50.4	6.0	14.2	1.8	8.2	12.1	3.4	7.6
専門的、技術的職業従事者	100.0	47.3	8.9	22.7	0.8	8.6	7.2	3.5	3.0
事務的職業従事者	100.0	60.2	8.5	20.9	3.0	11.8	3.1	5.3	10.2
販売職業従事者	100.0	68.3	7.9	8.9	—	5.0	7.4	3.0	5.9
運輸通信従事者	100.0	55.2	7.5	28.6	0.4	8.0	3.1	1.6	3.2
技能工、生産工程従事者	100.0	48.9	5.1	10.0	2.3	8.4	15.3	3.2	7.7
単純労働者	100.0	35.5	6.8	—	—	8.5	28.8	13.6	8.5
サービス職業従事者	100.0	60.7	1.8	10.8	0.4	2.8	12.2	5.0	23.7

なお、子どもを「よその家にあずけている」労働者のうち「毎日つれて帰らない」と回答したものが10%、「職場以外の保育施設にあずけている」もので毎日つれて帰らないものが15%ある。

第25表 つとめの間の子どもの世話をする人の種類別 12才未満の子どものある女子労働者構成比 (%)

自宅で家族がみている	夫の母	母	夫	その他	不明
100.0	47.0	30.0	5.1	12.5	5.4

自宅で家庭以外のものがみている	親類	その他	不明
100.0	59.0	33.3	7.7

よその家にあずけている	親類	その他	不明
100.0	49.3	40.7	10.7

(注) 自宅で家族がみている場合、世話をする人が2人以上のことがあるため合計は100.0をこえる

ち、2,000円〜3,999円(29%)が最も多く、ついで4,000円〜5,999円(27%)、2,000円未満(20%)、6,000円〜7,999円(11%)、8,000円以上(5%)の順に多い。

これを子どもの年齢別にみると、年齢が低いほど保育費の高い傾向がみられる。たとえば、1才未満の乳児では2,000円未満がわずかに3%にすぎないが、3才〜6才の幼児では1/3以上がここに集中している。

ハ 育児に要する費用、保育時間

勤めの間、6才未満の子ども(以下「乳幼児」と略す)を保育所やよその家にあずけている女子労働者は、保育所費、保育謝礼金等子どもの世話をしてもらうためとくべつの費用を負担しなければならない。

調査時現在、勤めの間乳幼児をよそにあずけている女子労働者は全体の2%でこれは既婚者の10%にあたる。

乳幼児1人につき1月あたりの保育所費、保育謝礼金等(以下「保育費」と略す)は、6,000円未満が大部分を占めている。すなわ

第26表 子どもを毎日つれて帰るか否か別 12才未満の子どものある女子労働者構成比 (%)

項目	計	毎日つれて帰る	毎日つれて帰らない	不明
よその家にあずけている	100.0	79.9	10.4	9.7
職場以外の保育施設にあずけている	100.0	62.4	14.5	23.1

第27表 子供の年令別、保育費別、6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者構成比(%)

子どもの年令	計	2,000円未満	2,000円～3,999円	4,000円～5,999円	6,000円～7,999円	8,000円～9,999円	10,000円～14,999円	15,000円以上	不明
総数	100.0	20.3	28.7	27.0	11.0	3.2	1.8	0.0	8.1
1才未満	100.0	3.2	26.2	39.6	17.5	3.2	3.8	—	6.4
1～2才未満	100.0	5.8	26.0	37.2	19.3	3.9	1.5	—	6.3
2～3才未満	100.0	9.1	31.9	33.6	11.7	2.6	1.7	0.3	9.1
3～6才未満	100.0	35.0	29.5	17.5	5.7	3.1	1.4	—	8.0

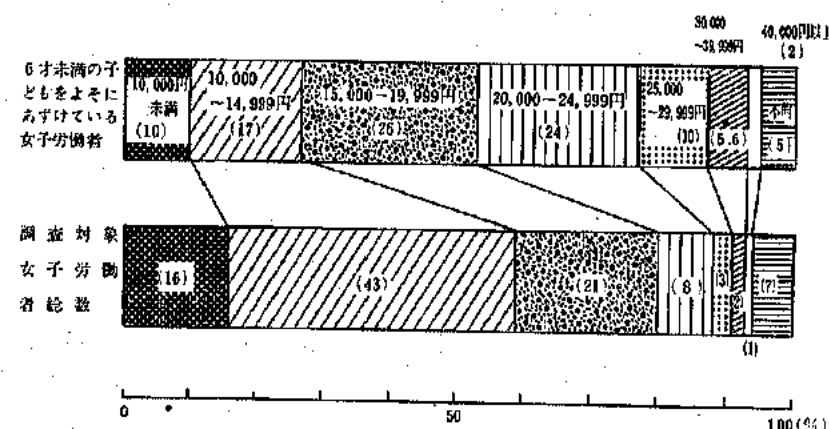
注 保育費は子ども1人あたりの支出額である。

しかし、保育費8,000円以上では、子どもの年令別の差はあまりみられない。

つぎに乳幼児をよそにあずけている女子労働者の1月あたりの手取給与額をみると、15,000円～19,999円の者(26%)が最も多く、ついで20,000円～24,999円(24%)、10,000円～14,999円(17%)の順に多い。これを調査対象者全体とくらべると、第28表で示すように乳幼児をよそにあずけている女子労働者の賃金は比較的高いといえよう。

第4図 手取給与額別女子労働者の構成

(6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者、調査対象女子労働者)



また労働者1人あたりの負担する保育費を賃金との関連でみると、賃金の高い労働者は保育費に多く支出しており、逆に賃金の低い労働者は保育費の支出は少ない。すなわち、保育費2,000円未満の労働者の1月あたりの平均手取給与額は18,768円であるが、保育費が高くなるにつれて労働者の賃金も高くなっており、保育費10,000～14,999円の労働者では、1月あたりの平均手取給与額は25,474円となっている。また、労働者の負担する保育費は、2,000円～3,999円(29%)、4,000円～5,999円(24%)、2,000円未満(21%)、6,000円以上(18%)の順に多いが、保育費の負担が2,000円未満の女子労働者は、1月あたりの手取給与額が10,000円未満の階級に最も多く、その過半数を占めている。

(第29表)

一方、1月あたり手取給与額30,000円以上の労働者では保育費を6,000円以上負担しているものが約半数ある。

第28表 保育費階級別、6才未満の子供を保育所や近所の家にあずけている女子労働者平均手取給与額(円)

保 育 費	1月あたり平均手取給与額
総数	18,768
2,000円未満	15,757
2,000～3,999円	18,226
4,000～5,999円	18,995
6,000～7,999円	22,855
8,000～9,999円	23,004
10,000～14,999円	25,474
15,000円以上	27,280
不明	17,161

注 保育費は女子労働者1人あたりの支出額である。

6才未満の子供を保育所やよその家にあずけている時間については、回答していない女子労働者(47%)が非常に多いが、回答のあったもののみについてみると、6時間1分～8時間、9時間1分～10時間、8時間1分～9時間の順に多い。

保育時間については以上みてきたとおりであるが、保育時間が現状のままで勤めにさしつかえるかどうかについて回答を求めたところ、約6割が回答をよせた。その内訳は、「さしつかえがある」ものが9%、「ときどきさしつかえる」が15%、「別にさしつかえない」が37%となっている。

保育時間別にこれをみると、保育時間が短い者の場合は比較的「つとめにさしつかえる」労働者の比率が高く、逆に、保育時間が長い者では「つとめにさしつかえる」労働者が少ない。

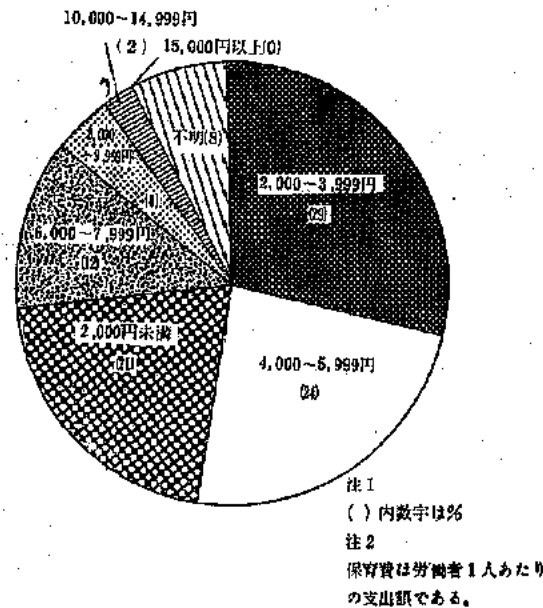
また、「ときどきさしつかえる」と答えた労働者は保育時間の長短に殆んど関係がない。

第29表 手取給与額別、保育費別、6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者構成比(%)

手 取 給 与 額	計	保 育 費 2,000円未満	2,000～3,999円	4,000～5,999円	6,000～7,999円	8,000～9,999円	10,000～14,999円	15,000円以上	不明
総数	100.0	21.4	28.5	24.1	12.3	3.9	2.0	0.2	7.5
10,000円未満	100.0	51.8	23.4	12.5	2.5	0.8	0.8	—	7.9
10,000～14,999円	100.0	26.8	31.0	19.6	8.2	1.2	0.2	—	12.9
15,000～19,999円	100.0	18.3	29.9	33.2	11.0	2.3	0.8	0.3	4.2
20,000～24,999円	100.0	16.2	25.6	27.7	13.5	8.5	2.0	0.4	6.1
25,000～29,999円	100.0	9.7	30.7	22.3	16.0	5.9	6.3	—	9.2
30,000～39,999円	100.0	3.1	29.2	16.2	33.8	6.2	6.2	—	5.4
40,000～49,999円	100.0	12.1	18.2	15.2	45.5	—	6.1	—	3.0
50,000円以上	100.0	—	16.7	16.7	33.3	16.7	—	16.7	—

注 保育費は労働者1人あたりの支出額である。

第5図 子どもの保育費別女子労働者の構成



第30表 子供をあずけている時間別 6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者構成比 (%)

合 計	6時間以内	6時間1分 ~8時間	8時間1分 ~9時間	9時間1分 ~10時間	10時間1分 ~11時間	11時間1分 ~12時間	12時間以上	不 明
100.0	6.4	20.2	9.5	12.9	2.8	0.7	0.2	47.2

第31表 保育時間別、保育時間のつとめにさしつかえの有無別、6才未満の子供をよそにあずけている女子労働者構成比 (%)

保 育 時 間	総 数	さしつかえが あ	ときどきさし つかえる	副にさしつか え ない	不 明
計	100.0	8.8	14.2	36.9	40.1
6 時 間 以 内	100.0	19.5	25.5	47.6	7.4
6 時 間 1 分 ~ 8 時 間	100.0	20.1	19.7	53.4	6.8
8 時 間 1 分 ~ 9 時 間	100.0	19.4	19.8	54.5	6.3
9 時 間 1 分 ~ 10 時 間	100.0	7.7	25.2	56.8	10.3
10 時 間 1 分 ~ 11 時 間	100.0	6.2	26.1	55.4	12.3
11 時 間 1 分 ~ 12 時 間	100.0	—	64.7	29.4	5.9
12 時 間 以 上	100.0	—	—	80.0	20.0
不 明	100.0	1.0	4.7	18.2	76.1

6. 家庭責任をもつ女子労働者の職業生活

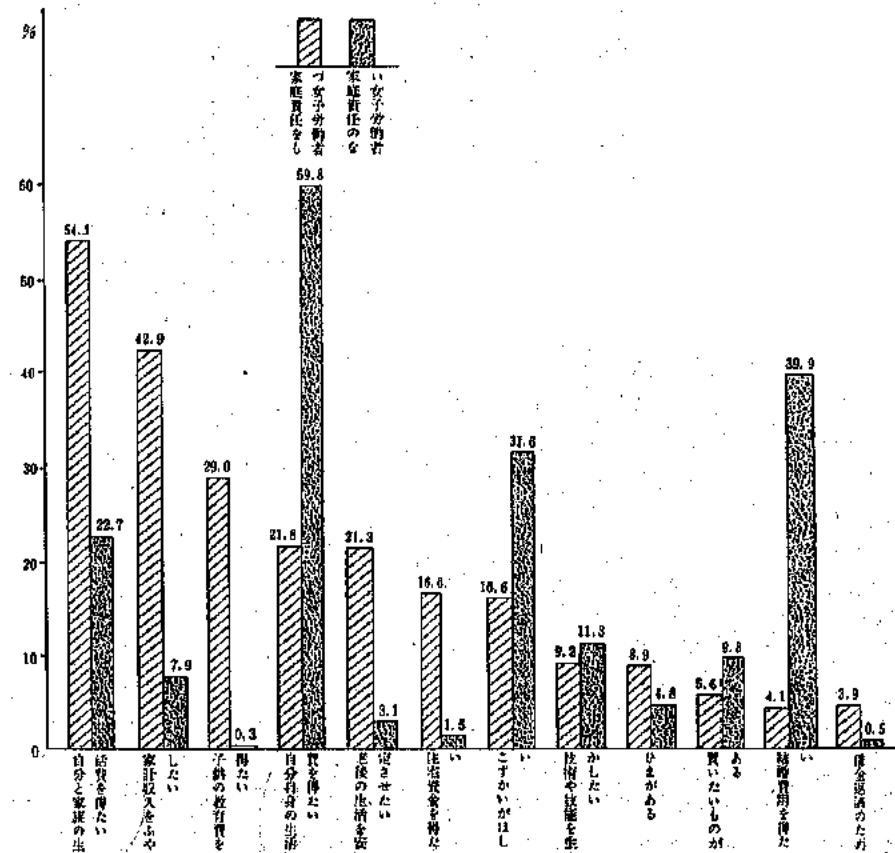
(1) 職業をもつ理由

家庭責任をもつ女子労働者は、おおむね、自分と家族の必要をみたすため、あるいはより高い生活水準を求めて働いている者が多いということができよう。

まず一番多いのは「自分と家族の生活費を得たい」とのべたもので家庭責任をもつ者の54%、これについて「家計収入をふやしたい」が43%、第三番目は「子供の教育費を得たい」が22%、「老後の生活を安定させたい」が21%となっている。このほか「住宅資金を得たい」(17%)、「買いたいものがある」(6%)等の具体的な、購入目的を持って就労をしているものもみられる。

職業をもつ理由を「家庭責任のない女子労働者」についてみると、この理由の順位は家庭責任をもつ女子労働者と大きくことなり、一番多いのは「自分自身の生活費を得たい」とのべたもので60%、これについて「結婚費用を得たい」とのべたもの40%、ついで「こづかいがほしい」32%、さらに「自分と家族の生活費を得たい」23%となっている。以下は比率が下って「技術や技能を生かしたい」11%、「買いたいものがある」10%、「家計収入をふやしたい」8%、等がその主なものである。

第6図 職業をもつ理由



(注) 「家庭責任のない女子労働者」の数字は便宜上本調査係数の数字を利用した。

第32表 家庭責任有無別、職業をもつ理由別女子労働者構成比 (MA)

	総数	自分と家族の生活費を得たい	家計収入をふやしたい	子どもの教育費を得たい	自分自身の生活費を得たい	老後の生活費を安定させたい	住宅資金を得たい	こづかいがほしい	技術や技能を身につけたい	ひまがある	買いたいものがある	結婚費用を得たい	借金返済のため	その他
家庭責任をもつ女子労働者	100.0	(54.1)	(42.9)	29.0	21.8	21.3	16.6	16.1	9.2	8.9	5.6	4.1	3.9	2.0
家庭責任のない女子労働者	100.0	22.7	7.9	0.3	59.6	3.1	1.5	31.6	11.3	4.8	9.8	39.9	0.5	3.9

- 注 1) 家庭責任のない女子労働者の数字は便宜上未婚者総数の数字を利用した。
2) 二つ以上の理由をあげる者があるため合計は100.0%をこえる。

(2) 職業生活の実態

イ 雇用形態

第33表 配偶関係別、雇用形態別、女子労働者構成比 (%)

	計	常用	臨時	パートタイマー	その他	不明
計	100.0	91.0	4.9	0.8	0.7	2.6
未婚	100.0	93.5	2.7	0.5	0.6	2.7
夫と同居	100.0	81.5	14.0	1.8	0.9	1.8
夫と別居	100.0	84.8	11.1	1.2	1.4	1.5
死別	100.0	84.5	10.1	0.5	1.5	3.4
離別	100.0	85.6	10.2	0.9	1.1	2.2

注 便宜上、「未婚」が家庭責任のない者を、「夫と同居」が家庭責任をもつ者を代表しているとみなした。

第34表 配偶関係別、役職の有無別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	役職有無計	あり	なし	不明
計	100.0	9.6	87.7	2.7
未婚	100.0	9.7	87.7	2.6
夫と同居	100.0	8.5	88.7	2.8
夫と別居	100.0	10.9	86.0	3.1
死別	100.0	12.6	83.5	3.9
離別	100.0	13.3	81.2	5.5

家庭責任をもつものは、家庭責任のない者にくらべると常用がやや少なく、臨時が比較的多く、またことにパートタイマーの比率が比較的高い。(第33表及び同表の注参照)

ロ 勤続年数

家庭責任をもつ女子労働者の平均勤続年数は、7.9年であり、調査対象者の平均勤続年数(4.9年)よりも3年長い。

これを勤続年数別にみると、おおむね勤続が長くなるのと比例して家庭責任をもつ女子労働者が多くなっている。すなわち、家庭責任をもつ女子労働者は、10年以上の長期勤続者(60%)に最も多へ、次いで5～10年未満(23%)、1年未満(15%)、3～5年未満(14%)、1～3年未満(13%)の順に多い。

ハ 役職の有無

役職の有無は勤続年数等に関係が深いので家庭責任有無別にはいちがいに言えない。既婚者のみについてみれば役職のある者は離死別者に比較的多く、夫と同居の場合、比較的に低い。

ニ 労働時間と家庭責任

配偶関係別に1日の労働時間をみると第35表のように、いずれも8～9時間に最も分布が集中しているが、夫と同居者の場合、未婚者にくらべ労働時間は短い方に分布がややよっている。しかし、離死別者では、9時間以上労働した者がやや多く労働時間は長い傾向がみられるのは注目される。

ホ 始業および終業時刻

① 勤務時間を家庭責任の有無別にみると第36表のように家庭責任をもつ女子労働者はほぼ9時30分までに出勤するものが88%にのぼっているが、家庭責任のない者のこの割合は77%と家庭責任をもつ女子労働者より大きく下まわっている。一方午後に出勤するものは家庭責任のない女子労働者は13%を示しているが、家庭責任をもつ女子労働者は7%となっており、概して家庭責任をもつ女子労働者の勤務は規則正しい生活の形を示しているといえよう。

第35表 配偶関係別、労働時間別、女子労働者構成比 (%)

配偶関係	計	5時間以下	5時間下1分～7時間	7時間1分～8時間	8時間1分～9時間	9時間1分～10時間	10時間以上	不明
計	100.0	0.4	3.1	10.2	65.9	11.0	7.4	2.0
未婚	100.0	0.3	3.1	9.3	67.5	10.5	7.5	1.8
夫と同居	100.0	1.0	2.9	14.6	60.1	12.8	5.8	2.8
夫と別居	100.0	0.4	0.9	10.8	62.9	11.6	11.7	1.7
死別	100.0	0.6	2.9	8.4	58.1	14.2	12.0	3.8
離別	100.0	1.3	10.1	8.0	47.8	12.8	15.3	4.7

さらに終業時刻をみると、家庭責任をもつ女子労働者では終業時刻が午後6時までのものは86%であるのに対して、家庭責任のない女子労働者は70%で、家庭責任をもつ者はその責任の遂行のために終業時刻が比較的に早くなっているのが知られる。一方終業時刻が6時のものは家庭責任をもつ者は12%であるのに対して家庭責任のない女子労働者は28%と大きく上まわっている。

第36表 配偶関係別、始業時刻別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	合計	5時以前	5時1分 7時30分	7時31分 9時30分	9時31分 12時00分	12時01分 17時00分	17時01分 22時00分	22時01分 24時	不明
計	100.0	7.6	89.1	62.3	6.5	12.1	0.4	0.2	2.0
未婚	100.0	8.9	9.1	58.7	7.3	13.8	0.3	0.1	1.8
夫と同居	100.0	3.0	6.9	77.8	3.2	5.7	0.5	0.3	2.6
夫と別居	100.0	2.6	10.9	76.4	1.4	6.0	0.3	0.3	2.1
死別	100.0	2.1	12.6	70.3	4.5	5.5	1.2	0.1	3.7
離別	100.0	2.6	11.3	66.7	2.3	8.7	4.1	0.3	4.0

注 出勤時刻が5時以前、あるいは22時01分以上の者は看護婦、電話交換手等の職種の者が殆んどである

第37表 配偶関係別、終業時刻別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	計	5時以前	5時1分 8時	8時1分 12時	12時1分 16時	16時1分 18時	18時1分 20時	20時1分 24時	不明
計	100.0	0.5	0.2	0.8	16.1	55.5	9.1	15.8	2.0
未婚	100.0	0.4	0.2	0.6	17.4	51.6	9.8	18.2	1.8
夫と同居	100.0	1.0	0.4	1.5	11.5	71.4	6.3	5.2	2.7
夫と別居	100.0	0.5	0.3	1.8	8.2	69.8	7.1	10.5	1.8
死別	100.0	0.1	0.0	0.7	9.2	70.3	6.0	9.9	3.8
離別	100.0	1.5	0.3	0.6	11.6	54.5	7.8	19.0	4.7

注 第33表に同じ

午後10時から午前5時までの間の勤務

午後10時から午前5時までの間の勤務の有無について1カ月間の状況をみると、そのような勤務がなかったと答えたものは家庭責任のない者では87%であったのに対し、家庭責任をもつ女子労働者では84%といずれも大きな割合をしめており、大差はみられない。

第38表 配偶関係別午後10時以後、午前5時以前の勤務の有無及び回数別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	早朝・深夜 勤務有無計	あ					なし	不明
		小計	1~5回	6~10回	11~15回	15回以上		
計	100.0	11.6 (100.0)	(35.2)	(29.9)	(25.4)	(5.1)	(4.4)	86.4
未婚	100.0	10.9 (100.0)	(30.5)	(29.9)	(29.5)	(5.3)	(4.8)	87.1
夫と同居	100.0	14.5 (100.0)	(50.0)	(30.5)	(12.7)	(4.2)	(2.6)	83.7
夫と別居	100.0	19.7 (100.0)	(44.5)	(12.4)	(32.7)	(3.9)	(6.5)	79.5
死別	100.0	8.4 (100.0)	(46.9)	(31.2)	(12.2)	(3.9)	(5.7)	89.9
離別	100.0	17.1 (100.0)	(38.0)	(34.0)	(11.5)	(11.0)	(5.5)	79.1

注 第33表に同じ

つぎにあると答えたもの（これらは看護婦、電話交換手等の職種の者が殆んどである）について回数別にその割合をみると、家庭責任をもつ女子労働者では深夜勤務の延回数が10回以下のものの割合が81%であるのに対して、家庭責任のない者の割合は60%となり、家庭責任をもつ女子労働者の方が明らかに深夜・勤務回数の少ないものの割合が高いのが目立つ。11回以上のものは家庭責任のない者に多い。

ト 通勤の所要時間

家庭責任の有無別の通勤所要時間をみると、家庭責任をもつ女子労働者では1時間未満の通勤時間のものは86%にのぼるが、家庭責任のない女子労働者では77%とその割合が下まわり、比較的短い通勤時間のものが家庭責任をもつ女子労働者に目立っているが、これは家庭と職場の両立の立場から当然に考慮された結果であろうと思われる。

第39表 配偶関係別通勤所要時間別女子労働者構成比 (%)

配偶関係	合計	30分未満	30~1時間 未満	1~1時間半 未満	1時間半~ 2時間未満	2時間以上	不明
計	100.0	59.2	19.3	4.6	0.8	0.0	16.1
未婚	100.0	56.8	20.0	5.1	0.7	0.0	17.4
夫と同居	100.0	68.7	17.1	2.7	1.4	0.1	10.0
夫と別居	100.0	71.1	9.8	3.2	0.5	—	15.4
死別	100.0	66.2	16.3	2.4	0.1	—	15.0
離別	100.0	60.2	15.9	1.8	0.2	0.2	21.7

注 第33表に同じ

注意 第33, 36, 37, 38, 39表においては、家庭責任をもつ者として、便宜上「夫と同居」の総数を参照した。

「夫と同居」の94%は家庭責任をもつ者である。

また、家庭責任のないものとして「未婚」総数の数字を参照した。未婚者中にも家庭責任をもつ者4%を含むが便宜上家庭責任のない者として以上を用いた。

7. 職業と家庭責任の両立

(1) 家庭に責任をもつ女子労働者の当面する諸問題

イ 家庭管理に関する問題

家庭責任をもつ女子労働者の53%が、つとめがあるために家庭生活をうまく運んでいく上で「こまっていることがある」と答えている。これは、家庭責任をもつ者が殆んどいない未婚女子労働者（8%）に比較すると格段に高い。

こまっていることの内容は第40表で示すように「集金や配達のとぎこまる」(25%)が最も多く、ついで「家族とゆっくり話合えない」(20%)、「役所関係の用たしがこまる」(17%)、「親せき、近所のつきあいに義理をかく」(16%)の順に多い。

しかし、おなじく家庭責任をもつていても、女子労働者以外に家事担当者がある場合と、いない場合とでは、家庭生活をうまく運んでいく上でこまっていることの性質がやや異なっている。家事担当者が他にいない労働者では「留守の間の家事に関することで困っている」と訴えるものがめだって多

第40表 家庭生活をよく運んでいく上でこまっているこの有無と種類別家庭責任をもつ女子労働者構成比 (%)

合計	家庭生活をよく運んでいく上でこまっていることがある (MA)										こま てい ない	わから ない	不明
	小計	集金配達 のときこ まる	家族とゆ っくり話 合えない	役所関係 の用たし がこまる	親せき近 所のつき あいをか く	こみすて 等で近所 にめいわ くをかけ る	家庭責任 をもつ者 にない	家庭の責 任がだれ にあるか 不明	その他	不明			
100.0	52.9	25.3	19.5	17.0	16.1	7.3	7.0	4.0	2.7	0.1	36.3	5.4	5.4

く。一方、家事担当者が他にいる労働者では、「家族との人間関係」に関する悩みが多い。

□ 家事労働に関する問題

家庭責任をもつ女子労働者のうち、家事について困っていることがあると答えたものは60%である。その内容をみると「家事が休日に集中するもので休養できない」という訴えが最も多く全体の41%を占めている。さらに、「つかれて家事がなおざりになる」と答えているものが29%あり、家庭に責任をもちながら職業に従事している女子労働者は、肉体的にかなり疲労している様子がうかがわれる。また「はやく店がしまつて買物ができない」と訴えているものが10%ある。

第41表 家事労働でこまっているこの有無と種類別家庭責任をもつ女子労働者構成比 (%)

合計	家事労働についてこまっていることがある (MA)						な い	わから ない	不明
	小計	休日に休養 できない	つかれて家 事がなおざ りになる	はやく店が しまつて買 物ができな い	その他	不明			
100.0	60.1	40.6	29.1	9.8	1.8	0.1	31.3	3.2	5.4

ハ 育児、教育をめぐる問題

既婚者の32%が、勤めがあるために育児や教育について「困っていることがある」と答えている。これを12才未満の子どものある女子労働者のみにしてみると困っているものは72%に達している。なお、これについては13才以上の子どもをもつ女子労働者も回答しているため「既婚者総数」と「12才未満の子どものある女子労働者構成比

第42表 育児教育についてこまっているこの有無と種類別、既婚および12才未満の子どものある女子労働者構成比 (%)

区 分	合 計	育児教育について困っていることがある (MA)						※
		小 計	学校幼稚園等 の行事に参加 できない	放課後の子 どもが心配	子どもをまか せておける人 がいない	ちかくに乳児 をあずける人 がいない	病気の子ども をあずける人 がいない	
既 婚 女 子 労 働 者 12歳未満の子どもの ある女子労働者	100.0	32.2	21.2	8.7	3.5	3.3	2.3	
	100.0	71.5	46.5	19.5	7.7	7.4	5.2	

※ 育児教育について困っていることがある (MA)								な い	わから な い	不 明
ちかくに保育 所がない	夜間保育所が ない	保育所の保育 時間が短い	その他	不 明						
2.2	2.0	1.8	2.5	0.3	47.6	4.4	15.8			
5.0	4.1	4.6	5.4	0.6	—	10.1	18.4			

才未満の子どもの持つもの」の両者について次に示す。子どもをもつ女子労働者が育児教育について困っていることとして、勤めがあるために「学校や幼稚園、保育所等の行事に参加できない」ことをあげるものが既婚者の21%、12才未満の子どもの持つものの47%で最も多く、女子労働者は子どもの教育や保育に高い関心を持ちながら、それらに参加できない状態にあることを示している。これについて「学校や幼稚園の放課後の子どものことを心配」しているもの（既婚者の9%、12才未満の子どもの持つものの20%）が多く、働く母親のいわゆる「カギつ子」についての悩みがあらわれているといえよう。

ニ 勤めについての問題

家庭責任をもつ女子労働者のうち、勤めについて困っていることのある者が46%ある。その内容としては、「子どもや家族の病気でつとめを休まなければならない」という訴えが最も多く29%をしめ、「親せき近所のつきあいでつとめを休まなければならない」ものが20%、「家事や育児の責任者にさしつかえがあると休まなければならない」ものが13%ある。それ以外に困っていることとしては、「残業ができない」(5%)、あるいは「家事や育児でつかれて仕事にさしつかえる」(4%) ことをあげているものがややめだっている。(第43表)

第43表 勤めについてこまっているこの有無と種類別家庭責任をもつ女子労働者構成比 (%)

こま っ て い る こ と が あ る (MA)												
合計	小計	子どもや家族の病気でつとめを休まなければならない	親せき近所のつきあいでつとめを休まなければならない	家事や育児の責任者にさしつかえがあるとやすまなければならない	残業ができない	家事や育児でつかれて仕事にさしかえる	つとめについて家族の理解がない	その他	不明	ない	わから ない	不明
100.0	45.6	28.8	19.9	12.5	4.5	3.9	2.2	2.4	0.1	42.0	4.3	8.1

(2) 現在の勤めをつづける意志の有無とその理由

イ 勤続の意志

家庭に責任をもつ女子労働者が現在の仕事をいつまでつづける意志をもっているかをみると、「できるだけ長くつづけたい」(37%)と考えているものがもっとも多く、「定年まで」(12%)、「年金がつくまで」(6%)という回答を含めて、勤続について積極的な意志をあらわしているものが多い。逆に、「できるだけ早くやめたい」(11%)、あるいは、「結婚まで」(4%)、「子どもが生まれるまで」(12%)等のように職業を一時的な「腰かけ」と考えているものは少ない。また、「早くやめたいがやめられない」ものが家庭に責任をもつ女子労働者のうち20%あることも注目される。(第46表)

次に調査対象者全体について、勤続についての意志をみると、年齢別には若年層と中高年層とではかなり相異がみられる。全般的にみて、年齢が高い層ほど勤続について積極的な意志を表明するものの割合が高い。すなわち20才〜24才では、職業を「結婚まで」(47%)あるいは「子どもが生まれるまで」(10%)と答えているものがめだつて多い反面、「できるだけ長く」(12%)と答えたものはわずか10人に1人であり、「定年まで」あるいは「年金がつくまで」勤続する意志を表明したものはそれぞれ1%に満たない。しかし「できるだけ長く」勤めを続けたいと回答している女子労働者は25才

第44表 現職継続の意志別家庭責任をもつ女子労働者構成比 (MA) (%)

家庭責任をもつ 女子労働者総数	できる だけ長い 時間	早くやめ たいがやめ られない	子どもが 生まれるま で	定年 まで	できるだ け早くや めたい	年金が つくま で	結婚 まで	よそに かわり たい	2人目の 子どもが 生まれる まで	その他	わから ない	不明
100.0	36.9	19.8	12.0	11.9	11.2	5.9	4.1	4.0	3.2	3.3	10.7	1.3

～29才では2割、30才～34才では3割であり、35才以上では4割から5割に達しており、年令が高い層ほど長期勤続希望者の比率が高まることを示している。

第45表 年令別現職継続意志別女子労働者構成比 (MA) (%)

年 令	合計	結婚 まで	できるだ け長くつ づけたい	できるだ け早くや めたい	早くやめ たいがや められない	子どもが 生まれるま で	よそに かわり たい	定年 まで	年金が つくま で	2人目の 子どもが 生まれる まで	その他	わから ない	不明
総 数	100.0	32.9	20.5	16.5	13.4	7.0	6.9	3.7	2.4	0.9	2.7	16.7	1.7
15～19才	100.0	31.5	19.7	13.6	9.3	3.3	9.6	0.2	1.3	0.1	2.9	24.7	1.9
20～24才	100.0	47.2	12.2	17.5	11.3	9.5	7.0	0.6	0.5	0.6	2.5	14.8	1.1
25～29才	100.0	30.4	21.0	30.0	19.5	14.1	5.6	1.9	1.7	3.1	1.9	12.5	2.2
30～34才	100.0	14.9	32.4	14.3	25.3	5.4	5.1	6.9	7.3	3.6	2.4	11.4	1.3
35～39才	100.0	6.6	41.2	10.8	21.1	1.4	4.1	15.9	7.9	0.5	4.2	11.0	2.2
40～44才	100.0	2.2	39.6	8.9	16.6	4.0	3.4	21.1	10.2	0.3	3.9	13.1	1.7
45～49才	100.0	0.2	38.9	7.5	15.2	0.2	2.6	29.0	9.2	—	2.6	11.2	6.3
50～54才	100.0	0.9	40.6	4.8	10.6	1.0	1.5	35.1	10.2	0.1	6.3	8.8	0.9
55～59才	100.0	—	57.6	8.0	4.4	—	0.4	19.6	8.1	—	4.6	13.4	3.7
60才以上	100.0	—	39.7	6.0	16.4	—	1.7	3.5	24.1	—	5.2	13.8	3.5

以上から、女子労働者の勤続に対する意志が年代別にあらわにされよう。つまり、若年の未婚者では、結婚または出産により勤めをやめるつもりの方が大半を占めており、そのように女子労働者は実際に家庭に入るものも多い。したがって結婚や出産の事由があったにも拘らず職場に残った労働者は、積極的に仕事ととりくむもの、あるいは経済的な理由のために働かなければならないものが大部

第46表 職業別、現職継続意志別女子労働者構成比 (MA) (%)

職 業	総数	結婚 まで	できるだ け長くつ づけたい	できるだ け早くや めたい	早くやめ たいがや められない	子どもが 生まれるま で	よそに かわり たい	定年 まで	年金が つくま で	2人目の 子どもが 生まれる まで	その他	わから ない	不明
全 職 業	100.0	32.9	20.5	16.5	13.4	7.0	6.9	3.7	2.4	0.9	2.7	16.7	1.7
専門的技術的職業従事者	100.0	18.9	24.9	15.8	17.6	9.6	11.8	5.2	7.2	1.6	7.0	20.1	1.5
医療保健技術者	100.0	18.3	25.2	15.5	17.9	9.9	12.1	5.2	7.3	1.6	7.2	20.2	1.6
その他の専門的技術的職業従事者	100.0	38.5	16.6	27.2	9.5	1.2	0.3	4.7	0.3	0.9	2.4	16.6	0.3
事務的職業従事者	100.0	46.2	15.2	14.3	9.7	7.0	4.7	2.4	1.4	0.9	3.9	12.8	1.4
販売職業従事者	100.0	50.3	14.2	22.0	7.0	5.7	5.1	1.7	0.9	0.1	3.1	14.9	0.6
運輸通信従事者	100.0	35.0	20.0	21.2	18.1	5.3	5.2	3.3	3.4	1.3	2.5	10.9	0.2
車 掌	100.0	49.8	14.0	26.6	14.9	3.8	6.8	0.1	0.5	0.1	2.0	10.2	0.3
電話交換手	100.0	6.2	34.3	10.6	24.4	8.4	2.2	9.6	9.0	3.6	3.3	12.4	—
技能工生産工程労働者	100.0	31.9	20.9	15.9	13.0	6.9	7.1	3.6	1.8	0.9	1.9	17.6	1.9
単純労働者	100.0	25.9	30.0	11.4	7.3	1.1	2.3	19.3	5.9	0.5	1.6	8.2	1.1
サービス職業従事者	100.0	28.4	19.8	18.4	20.7	8.0	2.3	7.2	1.6	0.7	2.7	13.7	2.7

分を占めることとなり、長期勤続を望むものの割合が高まるものと思われる。また、「早くやめたいがやめられない」と訴えているものは30才～34才 (25%) に最も多く、ついで35才～39才 (21%)、25～29才 (20%) の順になっており、手のかかる子どもを育てている年代に集中している。

一方、「よそにかわりたい」と思っている労働者は年令が高い層ほど徐々に減少する傾向がみられる。(第46表)

長期勤続を希望している女子労働者を職業別にみると、電話交換手と単純労働者にめだって多い。また、医療保健技術者(看護婦等)や技能工、生産工程労働者(工員等)、サービス業職業従事者(料理人、ウェイトレス等)でもその比率は高い。

一方、結婚したらやめるつもりの方の労働者は、販売職業従事者、車掌、事務的職業従事者に多く、約半数を占めているが、これらの職業に就いているものは比較的年令が若く、未婚者が多数を占めているためである。

第47表 配偶関係別、年令別、特定職業別、勤めをつづける理由別女子労働者構成比 (MA) (%)

配偶関係・年令・職業	合計	働かな ければ 生活で きない	家にこ もって いたく ない	一度や めると 就職困 る	仕事に おもしろ い	技術や 技能が いかに される	夫の給 料が低 い	給料が よい	仕事が らく	その他	不明
総 数	100.0	35.2	30.9	13.0	10.9	8.1	6.9	5.7	3.3	5.3	15.7
既 婚 者	100.0	48.7	28.7	11.1	9.0	9.4	32.6	5.0	2.1	3.8	5.9
夫 と 同 居	100.0	40.7	32.7	11.4	9.4	10.2	39.3	5.4	2.2	4.4	6.6
夫 と 別 居	100.0	66.3	19.8	8.9	10.5	7.5	21.4	3.7	4.8	2.4	5.3
死 別	100.0	85.3	11.3	10.9	6.6	5.2	—	3.7	1.4	1.2	2.7
離 別	100.0	87.9	7.9	8.4	7.1	6.6	—	2.5	0.7	0.6	3.4
未 婚	100.0	31.6	31.4	13.5	11.3	7.8	—	5.9	3.6	5.7	18.2
15～19才	100.0	22.7	25.8	16.0	12.7	6.6	0.0	5.3	46.0	5.8	23.1
20～24才	100.0	30.5	37.2	11.3	11.3	7.9	2.4	6.2	3.4	6.7	16.4
25～29才	100.0	43.4	35.6	12.1	7.9	9.3	14.1	4.9	2.2	3.2	10.8
30～34才	100.0	50.8	29.3	12.9	9.9	10.0	25.0	5.7	1.8	2.9	5.7
35～39才	100.0	57.1	19.6	14.4	8.0	13.1	22.7	6.2	1.8	3.1	7.8
40～44才	100.0	63.2	19.6	11.7	9.9	10.6	21.5	5.9	1.8	3.6	7.3
45～49才	100.0	64.4	17.8	9.3	7.6	4.9	17.5	4.4	2.1	3.7	7.1
50～54才	100.0	63.7	18.8	11.6	8.2	7.4	12.3	5.8	1.7	3.0	4.7
55～59才	100.0	64.1	27.6	11.1	11.5	11.1	7.8	4.2	2.5	1.2	2.1
60才以上	100.0	51.7	45.7	3.4	14.7	10.3	1.7	3.4	—	1.7	0.9
不 明	100.0	40.7	19.7	17.8	11.4	6.7	6.0	6.1	1.7	1.1	16.8
医療保健技術者	100.0	47.2	26.9	9.6	10.0	40.2	8.4	4.0	0.7	5.9	12.4
技術者、教員、医療保健技術者などの専門的技術的職業従事者	100.0	11.5	26.3	7.4	42.6	34.3	2.1	7.7	0.3	0.9	3.3
事務的職業従事者	100.0	22.2	46.7	11.0	15.8	4.2	5.1	10.2	6.8	7.6	16.6
販売職業従事者	100.0	24.8	48.1	10.2	19.9	6.1	1.6	4.7	2.2	6.7	12.2
車 掌	100.0	33.2	20.0	12.1	19.4	5.3	1.7	16.2	1.7	4.7	12.8
電話交換手	100.0	54.2	28.1	18.1	6.1	10.6	27.7	6.4	2.6	6.3	5.5
製造業等の現場労働者	100.0	35.7	28.5	14.4	8.4	4.2	6.9	5.0	3.6	4.8	17.1
単純労働者	100.0	42.5	38.4	5.7	7.3	0.9	7.3	3.0	3.2	1.1	7.7
サービス職業従事者	100.0	35.5	26.8	8.6	20.1	4.2	7.7	5.4	1.1	6.5	14.9

また「よそにかわりたい」と回答している女子労働者は医療保健技術者に多い。(第49表)

ロ 勤めを続ける理由

勤めを続ける理由としては、調査対象者全体では、「働かなければ生活できない」(36%)、「夫の給料が低い」(7%)、「給料が良い」(6%)等の経済的理由と、「家にこもってたくない」(31%)、「仕事がおもしろい」(11%)、「技術や技能が生かされる」(8%)等の仕事に対して積極的な態度のうかがえる理由とが同じ程度にある。一方、「一度勤めをやめると就職困難」(13%)という理由が1割強あることは、今日の女子の再就職のむずかしさをものがたっているといえよう(第47表)。

配偶関係別には、「働かなければ生活できない」ものは特に死別者に多く、その9割(死別者の85%、離別者の88%)がこのように答えている。

一方、夫と同居の場合では、「働かなければ生活できない」(41%)、「夫の給料が低い」(40%)ため働いている者がそれぞれ4割で、働く理由としては最も多いが、それについて、「家にこもってたくない」(33%)という理由も多い。これは、夫と別居の労働者や死離別者と大いに異なっている点である。

また、「技術や技能が生かされる」および「仕事がおもしろい」と答えている者の比率は既婚者と未婚者の間に大きな差はない。以上みてきたところから、既婚女子労働者は未婚者よりも経済的理由で働いているものが多いが、一方、仕事に対する意欲も未婚者と変らないといえよう。

まず、長期勤続を希望するものをもっとも多い電話交換手と単純労働者についてみると、電話交換手では「働かなければ生活できない」(54%)、「家にこもってたくない」(28%)、「夫の給料が低い」(28%)の順に多いが、「一度勤めをやめると再就職が困難」(18%)が他の職業にくらべてめだって多いことが特徴である。また単純労働者では「働かなければ生活できない」(43%)、「家にこもってたくない」(38%)という理由が大部分をしめそれ以外の理由をあげたものは少ない。

また、「技術や技能を生かすため」に勤めを続けたいと考えている者は、医療保健技術者と技術者教員医療保健技術者を除く専門的技術的職業従事者(デザイナー、記者、保母等)でとくに多く前者では40%、後者でも34%に達している。

「仕事がおもしろいため」と答えたものは、技術者教員医療保健技術者を除く専門的技術的職業従事者に最も多く43%を占めている。

勤めを続ける理由を年齢別にみると、年齢が高い層ほど「働かなければ生活できない」というものが多く、40才以上では60%をこえる。しかし、60才以上では「働かなければ生活できない」という女子労働者は52%となっている。「家にこもってたくない」ため仕事を続ける女子労働者は20代に最も多く、それが30代、40代には減り、50代からまた増加しはじめる。一方「技術や技能に生かされる」とか「仕事がおもしろい」ため勤めを続けたいと思っている女子労働者は年齢別には変化がみられない。

ハ よそに変わりたい理由

よそに変わりたい理由としては、「給料が低い」(調査対象者の9%)が最も多く、ついで「仕事がおもしろくない」(6%)、「仕事が自分に向かない」(5%)の順に多い。

既婚者でよそに変わりたい場合は、「給料が低い」(既婚者の6%)が大部分を占め、それ以外の理

第48表 配偶関係別年齢別特定職業別
よそに変わりたい理由別女子労働者構成比(MA)

配偶関係・年齢・職業		合計	給料 が低い	仕事 がおもしろくない	仕事 が自分に向かない	労働 時間が長すぎる	仕事 がいがい	職場 が遠い	残業 が多い	既婚 者働 きづ らい	子 持 つ づ らい	ま な く 定 年 に な る	そ の 他	不 明
総 数		100.0	9.4	6.0	4.9	2.6	2.5	2.0	1.1	0.5	0.3	0.1	6.0	74.1
配 偶 関 係	既 婚 者	100.0	5.6	1.5	1.1	1.4	1.9	1.7	0.7	1.3	1.1	0.4	4.6	85.0
	夫 と 同 居	100.0	5.6	1.6	1.2	1.5	2.0	1.9	0.8	1.5	1.3	0.3	4.6	84.7
	別 居	100.0	8.5	1.3	0.9	1.3	1.9	1.9	1.2	1.3	1.9	0.1	4.4	83.0
	死 別	100.0	4.4	0.9	0.7	1.6	1.9	0.8	0.2	0.6	0.3	1.5	3.8	88.1
	離 別	100.0	6.8	1.1	1.8	0.7	0.7	0.9	0.2	0.2	0.2	0.5	6.5	83.5
年 令	未 婚	100.0	10.3	7.2	5.9	2.9	2.7	2.1	1.2	0.3	0.1	0.0	6.4	71.3
	15 ~ 19 才	100.0	10.1	8.7	8.3	1.7	2.5	1.6	0.6	0.2	0.1	—	6.2	71.3
	20 ~ 24 才	100.0	9.5	6.6	5.1	3.2	2.6	2.8	1.2	0.5	0.1	—	6.4	70.9
	25 ~ 29 才	100.0	11.6	5.5	3.5	3.9	2.8	2.0	2.3	0.9	1.0	0.3	7.1	72.6
	30 ~ 34 才	100.0	7.7	1.6	0.8	1.9	2.1	1.3	1.5	0.9	1.1	0.1	3.2	84.7
	35 ~ 39 才	100.0	5.8	1.4	0.9	1.5	2.3	1.0	0.6	0.5	0.6	—	4.4	86.1
	40 ~ 44 才	100.0	9.2	2.2	1.1	1.9	1.9	1.1	0.5	0.2	0.4	0.2	6.2	84.0
	45 ~ 49 才	100.0	3.8	1.3	0.8	1.0	1.4	1.3	0.4	1.3	0.7	0.9	5.1	87.4
	50 ~ 54 才	100.0	2.8	1.0	0.7	0.7	0.9	0.6	0.4	0.9	0.2	3.7	6.4	87.4
	55 ~ 59 才	100.0	1.1	0.2	0.7	0.4	0.4	—	—	—	—	1.4	6.5	90.5
職 業	60 才 以 上	100.0	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	1.7	19.0	77.6
	不 明	100.0	8.2	1.9	3.8	4.4	3.9	2.0	2.9	1.4	—	0.1	0.4	79.3
	医、療、保、健、技、術、者	100.0	14.6	4.0	3.4	3.5	3.2	3.6	1.8	1.2	0.7	0.1	11.0	70.4
	技術者、教員、医療保健 技術者を除く専門的技術 的職業従事者	100.0	11.8	0.3	—	0.3	—	0.6	0.3	—	0.3	—	4.1	83.7
	事務的職業従事者	100.0	6.0	3.7	2.0	1.0	1.7	1.4	1.1	0.4	0.2	0.0	6.9	81.8
	販売職業従事者	100.0	4.9	5.9	5.2	7.0	1.7	1.6	1.4	0.4	0.2	0.4	8.6	75.9
	車 掌	100.0	3.2	1.0	4.2	6.6	2.5	0.3	0.8	0.8	—	—	4.4	82.6
	電 話 交 換 手	100.0	5.7	2.2	2.0	2.5	3.1	1.2	—	0.2	0.4	—	4.4	87.1
	製造業等の現場労働者	100.0	10.1	7.2	5.8	1.7	2.5	2.1	1.0	0.5	0.3	0.1	5.3	72.2
	単 純 勞 働 者	100.0	4.5	0.7	1.1	3.9	3.2	0.7	0.5	—	0.9	—	4.8	86.1
	サービス職業従事者	100.0	6.9	3.8	3.2	5.4	3.1	1.1	1.2	0.1	0.1	—	2.2	81.9

由をあげたものは殆んどみられない。また、「給料が低い」ためと回答した者は、職業では、専門的技術的職業従事者(15%)、および製造業等の現場労働者(10%)に、年齢はどちらかといえば若い層に多い。

また、「仕事がおもしろくない」、あるいは「仕事が自分に向かない」ためよそに変わりたいと思っている者は、製造業等の現場労働者(前者が7%、後者が6%)に、年齢は若年層に多い。

ニ 勤めをやめたい理由

調査対象者のうち、勤めをやめたい理由として「給料が低い」(9%)ためと答えたものが最も多く、ついで「仕事がおもしろくない」(7%)、「仕事が自分に向かない」(6%)の順であり、この点ではよそにかわりたい労働者と同じである。

第49表 配偶関係別年令別特定職業別
勤めをやめる理由別女子労働者構成比 (MA)

配偶関係・年令・職業			合計	給料が低い	仕事がおもしろくない	仕事に自分に向かない	家事に専念したい	仕事に忙しい	労働時間が長すぎる	育児教育のため	家族がめんどくさい反対	残業がない	子どもの世話を焼く人	働かなくても生きていける	その他	不明
総数			100.0	9.4	6.8	5.5	4.6	2.9	2.7	1.9	1.1	1.1	0.8	0.4	6.2	68.6
配偶関係	既婚者	夫と同居	100.0	4.6	1.5	1.2	7.0	2.0	1.8	8.2	1.0	0.7	2.9	0.5	4.1	76.4
		夫と別居	100.0	4.8	1.6	1.2	8.0	2.2	1.9	9.4	1.2	0.7	3.3	0.6	4.0	74.7
		夫と死別	100.0	5.9	0.8	0.9	7.2	1.3	0.9	10.2	0.8	0.3	4.6	0.1	5.4	71.9
		夫と離婚	100.0	2.9	1.1	0.8	1.8	1.2	1.5	0.5	0.4	0.3	0.4	0.2	3.5	89.1
		未婚	100.0	4.6	0.8	2.0	2.3	1.5	0.8	4.0	0.1	0.5	0.9	0.2	6.3	80.1
			100.0	10.7	8.2	6.6	3.9	3.1	2.9	0.2	1.1	1.2	0.2	0.4	6.8	66.5
年令	15 ~ 19 才	100.0	9.8	9.7	8.5	2.0	2.3	2.1	—	1.0	0.4	—	—	0.2	5.4	68.5
	20 ~ 24 才	100.0	10.3	7.4	5.7	5.6	2.9	3.1	0.7	1.5	1.6	—	0.6	0.7	7.1	64.4
	25 ~ 29 才	100.0	11.7	5.4	4.7	7.7	6.0	4.4	4.7	0.7	1.6	—	1.7	0.4	8.7	63.3
	30 ~ 34 才	100.0	7.2	3.7	1.1	6.5	2.6	2.3	9.1	0.5	1.4	—	2.8	0.3	3.3	74.3
	35 ~ 39 才	100.0	4.6	1.8	0.8	3.9	1.6	0.9	5.5	0.8	0.5	—	1.8	0.2	4.8	81.3
	40 ~ 44 才	100.0	8.7	3.0	1.8	3.2	2.2	2.0	1.9	1.0	1.0	—	1.1	0.7	3.2	79.4
	45 ~ 49 才	100.0	2.7	1.4	1.0	2.3	0.8	0.4	1.2	1.0	0.5	—	0.3	0.3	6.2	86.1
	50 ~ 54 才	100.0	2.2	1.1	1.1	1.6	0.6	1.4	—	0.6	0.2	—	0.1	0.2	5.6	88.5
	55 ~ 59 才	100.0	0.7	0.9	—	0.7	0.7	0.4	—	0.5	—	—	—	—	5.1	92.4
	60 才以上	100.0	1.7	—	—	—	—	—	—	1.7	—	—	—	1.7	7.8	88.8
	不明	100.0	8.7	1.7	3.7	4.2	1.5	3.6	1.2	0.3	0.8	—	0.5	—	3.4	77.5
職業	医療保健技術者	100.0	12.0	5.4	4.6	4.6	6.9	2.7	4.2	1.5	2.0	—	2.3	0.2	10.4	66.2
	技術者、教員医療保健技術者をのぞく専門的職業従事者	100.0	14.8	0.3	0.3	—	3.0	3.3	0.3	—	—	—	0.3	0.3	0.3	81.7
	事務的職業従事者	100.0	7.8	4.1	3.2	5.8	3.2	2.4	2.2	2.2	1.6	—	0.2	1.8	7.3	71.5
	販売職業従事者	100.0	4.6	5.0	5.5	4.4	2.1	6.5	0.6	0.9	1.5	—	0.4	0.7	10.8	67.1
	車	100.0	7.3	4.6	6.9	4.6	4.0	11.7	0.6	3.8	1.5	—	0.0	—	5.0	64.8
	電話交換手	100.0	3.3	3.4	1.0	9.4	2.0	2.0	14.3	0.3	0.1	—	2.5	0.1	5.6	70.8
	製造業等の現場労働者	100.0	10.4	8.2	6.0	4.3	2.2	1.6	1.3	0.8	0.9	—	0.6	0.3	5.2	68.0
	単純労働者	100.0	3.2	—	1.6	4.5	0.9	0.7	0.7	0.9	—	—	0.9	0.2	4.1	86.6
	サービス職業従事者	100.0	4.6	0.5	6.1	5.4	5.8	6.2	2.6	2.3	0.8	—	0.7	0.5	4.1	74.1

しかし、既婚者のみにしてみると「育児教育のため」(8%)、「家事に専念したい」(7%) というような家庭責任を全うするために勤めをやめたいと思っているものが最も多い。

また、年令別には、「育児・教育のため」勤めをやめたいと思っている者は、30~34才(9%)に、「家事に専念したい」者は20~34才(20~24才の6%、25~29才の8%、30~34才の7%)に多く、職業別では、勤めをやめたい理由として家庭責任を果たすためと回答した者は、電話交換手(「育児教育のため」14%、「家事に専念したい」9%)にめだっている(第50表)。

(3) 職業と家庭責任の両立についての既婚女子労働者の意見・要望

この調査では、職業と家庭責任の両立について、女子労働者の意見や要望を自由に記入する欄を設けたが、それについての記入がなされていた調査票のうち既婚者の分は5,043枚であり、実際に調査を行なった女子労働者の25%に当たる。それらの意見や要望を整理したものが第50表である。ただし、

調査票には「職業と家庭責任の両立について自由に意見や要望を書いて下さい」という欄以外に、「つとめをもちながら家庭生活をうまくはこんでいくために、どんなことが必要だと思いますか」という欄が別に設けられているため、職業と家庭責任を両立させるための意見・要望が圧倒的に多い。次に、整理の方法としては、まず、職業と家庭責任を両立させるために必要と思われることを、(1)家庭(2)職場(3)社会(4)学校に分けてまとめ、最後に職業と家庭責任について(1)から(4)のいずれにも属さないものについて整理した。

イ 家庭責任についての意見・要望

職業と家庭責任を両立させる上で必要なこととして、家庭生活においては、「夫、その他の家族の理解、協力」をあげているものが圧倒的に多く、意見や要望を述べた女子労働者の7割以上を占めている。家庭に責任をもつ女子労働者にとっては、夫や家族の理解、協力が職業と家庭生活を両立させるための基本的な要件なのであろう。また、家事労働の負担を軽減させるため「家事や生活の合理化、あるいは計画性」や「家事をまかせられる人」、「経済的余裕」等が必要だという意見も非常に多い。一方、家庭責任を果たすための「時間の余裕がほしい」という声もかなり多い。女子労働者個人の心がけとしては「夫や子どもに対する心づかい、家庭サービス、あるいは忍耐」、「仕事や職場の不満やいざごさを家庭にもちこまない」、「強い意志をもつ、最善をつくす」ことが必要であると答えているものがめだって多い。また、職業と家庭生活を両立させるためには「自分や家族が健康」であることが必要であるという意見も多くみられる。

次に、育児教育の問題において最も多く意見・要望がでているのは「子どもの世話をしたり話合ったりするための時間の余裕がほしい」ということである。

それ以外では、「他の家族の協力が必要である」、「安心して子どもをあずけられる人がほしい」、「子どもをあずけている人との緊密な連絡、話合いが必要である」という意見も多い。一方、「勤務時間以外にはなるべく自分の手で育児をする」ことが必要という意見も多く、全般的にみて子どもでできるだけ多く接触したいという要望が非常に強いことがうかがわれる。

ロ 職場についての意見・要望

職業と家庭責任を両立させるために職場で必要なこととして女子労働者があげている事項のうち最も多いのは、労働時間に関するものであり、「労働時間の短縮」、「残業や夜勤の減少あるいは解消」等を要望しているものが非常に多い。また、「職場の上役や同僚の理解や協力」を望む声も多いが、一方、女子労働者は「家庭に責任をもっているからといって甘えたり、仕事に無責任でないようにすべきである」という反省もかなりみられる。また労働時間以外の労働条件については、「賃金の増額」、「週5日制、労働日の減少」、「仕事量の軽減、人員増加、いそがしすぎないこと」等を要望しているものが多い。他に「男子や未婚者と差別待遇をしないでほしい」という要望もかなり多いが一方では、「パートタイマーとして働きたい」、「家庭責任をはたす上でさしつかえのない軽い仕事、あるいは責任のない仕事をしたい」、「家事をするための休暇がほしい、有給休暇をふやしてほしい」、「再就職制度、保育休暇制度をとりいれてほしい」等、職業と家庭責任の両立が容易でないことを訴えているような意見・要望もある。

育児・教育についての事業所側への要望としては「事業所付属の乳児院、保育所、幼稚園等の設

置」があげられている。

ハ 社会に対する意見・要望

職業と家庭責任を両立させるために、女子労働者が社会に対して最も多く要望していることは「乳児院、保育所、幼稚園等の増設や充実」であり、ついで「学童保育所の設置」である。

それ以外では、「社会施設の設置、充実、社会保障の充実」、「働く婦人に対する社会の理解・協力」等を望むもの、あるいは「集金等を休日にしてほしい、役所を日曜日に開いてほしい」のように、家庭に責任をもつ働く婦人としての要望がめだっている。

ニ 学校に関する意見・要望

職業と育児の責任を両立させるために、女子労働者は学校については「学校との連絡を緊密にする。先生との話し合」、「父兄会や学校の行事は日曜日にしてほしい」という意見要望をだしている。

ホ その他

その他職業と家庭責任の両立については、「両立は困難である」、「家計が許すなら共稼ぎはしたくない、生活のためにのみ働く婦人を家庭に帰してほしい」、「家庭を犠牲にしない程度に職業をもち、マイナスが大きければやめるべきである」等の否定的な意見も多く、現状では家庭責任をもちながら職業を続けていく上で困難が多いことがうかがわれる。一方、「両立はうまくいっている」、「女性も働くべきである」と職業と家庭責任の両立を肯定した意見もかなりみられる。

勞働省婦人少年局

昭和39年	月	日
入日	年	月
氏名	姓	名

勞働省婦人少年局

- ## 工一般的な質問

問 質のていにつに海生無脊椎動物

- iii

だれの世話で、まのつとめ先に就職しましたか

- 1 戦安 2 学校 3 家校 親せき 4 しりあい 5 広告 ビラ ちらし 6 その他

(14) あなたがいまつとめているのはなぜですか（つぎのあてはまるものを全部に○印）

- 1 自分自身の生活費を得たい
- 2 自分と家族の生活費を得たい
- 3 その他 ()
- 4 4 つがいがほしい
- 5 子供の教育費を得たい
- 6 老後の生活を保たせたい
- 7 教育や技能を身につけたい
- 8 ひきがある
- 9 住宅資金を得たい
- 10 借金を返すため (借金の返還)
- 11 買いたいものがある (買いたいものの返還)
- 12 結婚費用を得たい

如 いまのつとめをいふまでもなく、(つぎのあてはまるもの全部に○印

- 1 できるだけ早くやめたい
2 結婚まで
3 子供が生まれるまで
4 2人目の子供が生まれるまで
5 早くやめたいがやめられない
6 よそにやわつたり
7 できるだけ長く
8 定年まで(定年
歳)
9 年金がつくまで
10 その他() 11 わからない

イ. つとめをつづける理由は何か（つぎのあてはまるものを全部に○印）

- 1 給料がよい 2 仕事がおもしろい 3 働かなければ生活できない 4 夫の給料が低い 5 仕事からく
7 家にこもってたくない 8 一度やめるとつぎの就職がむづかしい 9 その他 6 設備や技能が生かされる

口、よそにかわりたい理由は何か（つぎのあてはまるものを全部に○印）

- 1 給料が安い 2 仕事がおもしろくない 3 仕事がいそがしい 4 仕事が自分にむかない
5 労働時間が長すぎる 6 残業が多い
7 職場が遠い 8 職場では働きづらい 9 手持は働きづらい 10 まもなく定年になる
11 その他 ()

ハ、やめたい理由は何ですか（つぎのあてはまるものを全部に○印）

- 1 給料が低い
2 仕事がおもしろくない
3 仕事がいそがしい
4 仕事で自分にきかない
5 労働時間が長すぎる
6 残業が多い
7 育児
8 教育のため
9 就学に専念したい
10 家族がとめるのに反対
11 子供の世話をしてくれる人がいない
12 その他

Ⅲ 家庭生活についての質問

[家族構成]

(1) あなたと同居して家計をともにしている家族について つぎの欄に必要なことをかき入れて下さい

あなたとの つづき	満年齢 (歳)	職業の有無	職業の種類	(会社員(強請) 会社員(普通・技術) 農林漁業主 農林漁業以外の 自営業主 大工・下駄・アタリ・運転手・牧畜・医師・自動車・モーター・ シ 銀行・守衛 道路工事人夫などというようにかい下さい)	(前通) 年 収 (万円)	前通に入 るるるるるる 当り金額 (万円)	備考 (前通の状態にとくべつの問題が あるはあいにかきこんで下さい)
目 分	28	有	キイバンダナ		30	1.3	
記入の夫	36	有	映 享 技 師		55	2.5	
の長	5	無	—		—	—	
仕長	3	無	—		—	—	
方利	55	無	—		4	—	
自 分							

② 仕事の都合などで夫と別居している場合 毎月きまって仕送りがありますか 1月当りの仕送り額はどのくらいですか

- 1 毎月きまっては送りがある (1 外月 円) 2 ときどきは送りがある 3 全くは送りがない
夫の職業 ()
- ここに扶養家族がありますか (あなたが税金の扶養控除をうけている場合)
- 1 ある ① 夫 ② 子供・孫 () 人 ③ 自身の父母・祖父母 () 人 ④ 自身の兄弟姉妹 () 人 ⑤ その他 () 人
2 ない

[家庭責任]

(4) お宅ではながが家庭生活全体の責任をもっていますか〔だれが主たる役割をもっていますか〕(つぎのおもな3人まで〇印)

- 1 自分 2 夫 3 母 4 夫の母 5 その他 (

(5) お宅ではだれが重労働をひきうけていますか（障がい者・老人の世話をのぞくつぎのおもた人2人まで〇印）

- | | | | | | |
|------------|----|-----|-------|-------------------|-------|
| つとめのある日……! | 自分 | 3 母 | 5 その母 | 6 おてつだいさん (往通、運動) | 7 その他 |
| つとめのない日……! | 自分 | 2 夫 | 4 夫の母 | 5 その母 | 7 その他 |

(6) あなたには同居別居を問わず12歳未満の子供がいますか

1 ある 2 ない

【例で「ある」と答えた方は4頁の質問にも答えて下さい】

(7) お宅には手のかかる病人や老人がいますか。その他様はだれがいますか（つぎのおもな人2人まで○印）

1 いる ① 自分② 夫 ③ 母 ④ 夫の母 ⑤ その他の家族 ⑥ その他（ ） 2 いない

(8) あなたは1日に大体何時間睡眠をとりますか

約（ ）時間

IV 職業と家庭責任の両立についての質問

(1) つとめをもちながら家庭生活をうまくはこんでいく上で、何かこままっていることがありますか（あてはまるものを全部に○印）

1 ある ① 家庭生活全体の責任をもつものがない
② 家庭とやっぐり混ざらない
③ こまみて等々近所においおいをかける
④ その他（ ）
2 ない
3 わからない

(2) つとめがあるために家事労働について何かこままっていることがありますか（あてはまるものを全部に○印）

1 ある ① はやく店がしまつて買物ができない
② その他（ ）
2 ない
3 わからない

(3) つとめがあるために育児、教育について何かこままっていることがありますか（あてはまるものを全部に○印）

1 ある ① 学校、幼稚園、保育園等の行事に参加できない
② 保育園の保育時間がなにか少い
③ 育児の子供をあずがってくれる施設がない
④ 学校や幼稚園の放課後の子供のことが心配
⑤ その他（ ）
2 ない
3 わからない

(4) つとめについて何かこままっていることがありますか（あてはまるものを全部に○印）

1 ある ① 家事や育児でつかれて仕事にまじつかえる
② 日ごろ家事や育児等の責任をもっている人にまじつかえがあると、つとめを休まなければならぬ
③ 暇を、近所のつきあいでつとめをやらせなければならぬ
④ 子供や家族の病気、つとめをやらせなければならぬ
⑤ その他（ ）
2 ない
3 わからない

(5) そのほか何かこままっていることがありますか

1 ある（ ）
2 ない
3 わからない

(6) つとめをもちながら家庭生活をうまくはこんでいくために、どんなことが必要とおもいますか

1 家庭生活の運営、家事労働について

2 育児、教育について

3 その他について

4 別に考えがない
5 わからない

(7) 職業と家庭責任の両立について、つぎに自由に意見や要望をいって下さい

V 妊娠およびその後の経過についての質問

(いまのつとめに配慮後 妊娠した経路のある方だけ答えて下さい)

(1) 就産後人工妊娠中絶または自然流産の経路がありますか それぞれ何回ですか

1 人工妊娠中絶 () 回 2 自然流産 () 回 3 どちらの経路もない

(2) 人工妊娠中絶の理由は何ですか (あてはまるものを全部に○印)

- 1 つとめをやめたくなかった 2 仕事がいそがしかった 3 周囲 (つとめ先) に気がねがあった 4 からだの具合がわるかった
 5 経済的な理由で 6 子供がほしくなかった 7 育児計画がたなかった 8 子供の世話をしてくれる人がなかった
 9 予定より早すぎた 10 その他 ()

(3) 就産後 産前産後の休業をとりましたか 何回ですか

1 とった ① 産前 () 回 ② 産後 () 回
 2 とらない

イ 産休をとった方は 産前産後それぞれどのくらいやすみましたか 病休などをふくめ実際にやすんだ日数をかいて下さい (2回以上産休をとった場合は もっとも新しい例について答えること)

1 産前 () 日 2 産後 () 日

ロ 産前産後にやすんだ日数がそれぞれ6週間 (42日) に満たなかった場合は何ですか (あてはまるものを全部に○印)

- (産前) 1 仕事がいそがしかった 2 予定より早く生れた 3 つとめに出る方が気がねがなかった・からだもらく
 4 交歓要員がいなかった 5 やすむと給料がもらえない 6 周囲 (つとめ先) に気がねがあった
 7 その他 ()

(産後) 1 からだの調子がよかった 2 仕事がいそがしかった 3 やすむと給料がもらえない 4 周囲 (つとめ先) に気がねがあった
 5 交歓要員がいなかった 6 その他 ()

ハ 産前産後にやすんだ日数がそれぞれ8週間 (42日) 以上になった場合 その理由は何ですか (あてはまるものを全部に○印)

- (産前) 1 予定より早く生れた 2 からだの具合がわるかった 3 産休でやすめた
 4 その他 ()

(産後) 1 からだの具合がわるかった 2 子供をみてくれる人がいなかった 3 産休でやすめた
 4 その他 ()

ニ 妊娠中または出産前後に何か異常がありましたか

- 1 あった 2 別がない 3 わからない

③異常があった場合 どんな種類の異常でしたか

- 1 自然死産 2 人工死産 3 出産直後死亡 4 早産 5 その他 ()

④異常の原因はわかっていますか

- 1 わかっている () 2 わからない

ホ つとめ等妊娠したときもなうからだの異常のために 延何日ぐらいつとめを休みましたか

1 延 () 日休んだ 2 休まない 3 わずれた

(3) つとめをもちながらの妊娠 出産したときもなう問題をよりよく処理していくためにどんなことが必要だとおもいますか

VI 12歳未満の子供の勤務中の保育についての質問

(12歳未満の子供のある方だけ答えて下さい)

(1) つとめのあいだ子供の世話はおもにだれがしていますか 子供の世話をしてもらうためにとくべつにかかる費用はどのくらいですか

(左の欄のあてはまるものに○印をつけ 右の欄にそれぞれ必要なことをかきこんで下さい)

イ	つとめのあいだの子供の状況 (小学生 幼稚園児の場合は放課後について)	世話をする人 口のあなとの つづきから	子供の年齢と 人数	1月あたりの保育所 費・保育料金等 (食費・おやつ代は ふくまない)	備考 (左の欄にかきまかれたことなどをか いて下さい)
1	自宅で家族のみでいる				
2	自宅で家族以外のものがみている				
3	よその家にあずけている (①毎日つれてかえる ②毎日つれてかえらない)				
4	職場の保育施設にあずけている				
5	その他の保育施設にあずけている (①毎日つれてかえる ②毎日つれてかえらない)				
6	だれも世話をするものがない				
7	その他 ()				

(2) 子供を保育施設にあずけている場合 あずかってもらえる時間は何時から何時までですか

午前・午後 () 時から () 時から 午前・午後 () 時から () 時まで

(3) 保育時間は現状のままでつとめにさしつかえありませんか 1 さしつかえがある 2 ときどきさしつかえる 3 別にさしつかえない

④さしつかえのある方はどうしていますか 1 休くりをええ人だのんでいる 2 一時よその家にあずかってもらっている 3 その他 ()

昭和41年1月25日 印刷

昭和41年1月31日 発行

家庭責任をもつ女子労働者

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町1の7

労働省婦人少年局

東京都板橋区板橋2丁目3番20号

印刷人

信陽堂印刷株式会社